

『ミーマーンサー・パリバーシャー』和訳

片岡, 啓
九州大学大学院人文科学研究院哲学部門 : 教授

<https://doi.org/10.15017/7178802>

出版情報 : 哲學年報. 83, pp.1-78, 2024-03-18. Faculty of Humanities, Kyushu University
バージョン :
権利関係 :



『ミーマーンサー・パリバーシャー』 和訳

片 岡 啓

解題

本稿は、「インド思想研究会：ミーマーンサー・パリバーシャー講読」（北海道大学，2022年9月7～9日）のために用意した資料である¹。研究会主催の労を取ってくれた眞鍋智裕（北海道大学大学院・文学研究院・人文学部門／哲学宗教学分野／宗教学インド哲学研究室・准教授）に感謝する²。教育用の資料提供を主眼とするので，通常の研究論文とは異なり，厳密さよりも分かりやすさや使いやすさを優先させた。研究会参加者のみならず，今後，ミーマーンサーを独習したい初学者にも理解可能なよう心掛けたが，あまりに丁寧になると今度は煩雑に過ぎ，初学者には逆に荷が重くなってしまう。ミーマーンサーに立ち向かう際にありがちだが，そうすると心も折れかねない。したがって，脚注での説明や関連箇所の参照も，適度な範囲に収めている。

『ミーマーンサー・パリバーシャー』というテキスト自体が，初学者のための綱要書である。もちろん，深掘りすれば多くを参照指示できるだろう。しかし，それは，中級以上が目指すところであって³，本稿のメインの仕事ではない。初学者のための綱要書の和訳という本稿の基本的性格上，まずは河を渡る筏の役割が果たせれば十分である。

本稿は，眞鍋氏をはじめ，他分野の研究者でミーマーンサーについてより詳しく知りたい向きを主対象とする。彼等が簡便にミーマーンサー体系の肝を掴めるよう配慮した。ミーマーンサーと言っても，Tarkapāda (JS 1.1) で展開される哲学的思弁（認識論等）ではなく⁴，祭事哲学（Karmamīmāṃsā）と呼称される聖典解釈学のメインの領域（JS 1.2以降）のことである。この分野の特殊性や専門性の高さについては，取り組んできた研究者の少なさからも事情は推測できるはずである⁵。

Laugākṣibhāskara 著の *Arthasaṃgraha* (AS) と比較すると，この Kṛṣṇayajvan 著

の *Mīmāṃsāparibhāṣā* (MP) は、口頭説明なしに一人で読むには、決して容易な書ではない。アンバランスに著者がこだわって詳しく説明している箇所もある。にもかかわらず筆者がこの書を選んだのは、三つの代表的な綱要書 — *Arthasaṃgraha*, *Mīmāṃsānyāyaprakāśa* (MNP), *Mīmāṃsāparibhāṣā* — のうちでも、最も入門が困難という現実があるからである。

AS には、懇切丁寧な解説が施された信頼すべき英訳 (AS_G) が既にある (1934年初版)。北川秀則の和訳解説 (1968–71年) もそれに基づく。AS_G の優れた成果が可能になったのは、それ以前の研究蓄積があつてのことである。AS_G が言及するように、有益なサンスクリット註がそれまでに著されている。代表的なのは、現代ミーマーンサーの伝統の中心にいた Paṭṭābhirāma Śāstrī によるサンスクリット註 *Arthāloka* である (初版年不詳)。また、彼の師匠であり、現代ミーマーンサー伝統の雄である Cinnasvāmi Śāstrī は、MNP の最も信頼すべき註釈である *Sāravivecinī* を著している (1925年初版)。Edgerton の有名な MNP 英訳 (1929年初版) も、Cinnasvāmi Śāstrī による MNP 註釈があつて初めて可能になったことは言うまでもない。初学者には、まず、AS_G の解説を頼りに最初の階段を上り、次に、より詳しい MNP に入っていくという王道の学習法が確立している。サンスクリット註のみならず、ヒンディー訳や英訳も充実している。周知のことであるが、MNP の簡易版が AS であり (ただし AS が MNP に拡大されたという逆の見方もある)、いずれも、体系の整理が行き届いている。別途用意した MP 原典の校合テキストにおいても、同一内容を扱う参照可能箇所については、AS_G や MNP の章や頁を示している。

いっぽう、MP の研究蓄積は、筆者の見るところ、初学者には心もとないものである。MNP や AS に見られたような決定版というべき信頼できるサンスクリット註は、MP には見られない。英訳もごくシンプルなものが昔に一つあるだけである (1948年)。AS_G のような丁寧な解説は用意されていない。筆者自身は、Śaśibālāgaṇḍa によるサンスクリット註とヒンディー語解説を含んだ、インドで教科書としてよく用いられる類の軽量の安価な豆本 (1989年初版, MP_s) を愛用してきた⁶。Gopālaśāstrī のヒンディー訳 (MP_c) も、(フリーな解説になることなく) サンスクリット原文に沿って直截にヒンディー語に置き換えてくれているので、語の分析には便利である。彼は原文に対して適宜サンスクリッ

トでの注記も残している。しかし、ヒンディー語を解しない本邦の初学者にはハードルが高いだろう。MP そのものが入門に最適な良書のひとつであることは間違いない。しかし研究蓄積の点では、(ヒンディー語以外では)環境整備が進んでいるとは言い難い。その欠を(日本語世界においてであるが)僅かでも補わんとするのが本稿である。

AS, MNP, MP というこの三つの綱要書をマスターすれば、とりあえず、次の段階に進んで、本格的な論書——たとえば *Śābarabhāṣya* や *Tantravārttika*——に取り組んでも、途中で迷子になる可能性は減るだろう。祭事哲学の全体像が(解像度は低くとも)ぼんやりと見えていれば、要らぬところで道を間違える可能性も減るというものである。綱要書ということでは、ニヤーヤやヴァイシェーシカの入門において *Tarkasaṃgraha* や *Tarkabhāṣā* が、そして、仏教論理学であれば Dharmakīrti 著の *Nyāyabindu* や Mokṣākaragupta 著の *Tarkabhāṣā* があり、それぞれに有益な参考書類がある。それらの効用は言わずもがなである。本稿も、ミーマーンサー入門のための環境整備の一環として、MP の有用性をさらに高めんとするものである⁷。

MP 原典については、筆者が諸版を適宜校合したものを別途用意した(『南アジア古典学』次号掲載予定)。科文番号も詳しく振ってある。本稿の和訳はそれを底本とする。原典と和訳の往復は、科文番号により容易となっているはずである。

これまでに MP 原典出版は数多くあるが、どれも批判校訂と呼ぶには程遠い。また、どの程度信頼できるのかも、さらに詳しく諸写本を見ないと、現状では明確には答えられない。大小様々な問題があることは確かである。批判校訂を作ることは本研究の教育的趣旨から外れる大層な作業になる。したがって、原典校合にあたっては、諸版に見られる違いをいちいち示すことはしていない。筆者が良しとした最終の読みを記すのみである。ただし幾つかの例外はあり、どうしても必要と感じた場合は異読を注記した。批判校訂の作業は、また別途、十分に写本を蒐集してから後に行う必要がある。幾つか蒐集しえた写本について、必要と感じた場合にチェックしたが、いずれも満足のいくレベルの写本とは言い難く、批判校訂を準備するには、まだ道遠しの感が否めない。出版テキスト相互の関係調査も含め、写本から校訂をやり直す必要があるのは、他テキ

ストの一般的事情と同様である。

著者の Kṛṣṇayajvan について詳細は不明である。博識の Yudhiṣṭhira Mīmāṃsaka も Śāstrāvātāra-Mīmāṃsā で名前と著書名を記すのみである (Mīmāṃsaka 1978: 74)。また、V.A. Ramaswami Sastri も、この著者については詳しくなく、1700–1760頃という年代と、タミル人と思われるとの旨を記すのみである。彼の記述は以下の通りである。Ramaswami Sastri 1936: 141: “Kṛṣṇayajvan (C. A. D. 1700–1760). Most probably in the beginning of the 18th century flourished Kṛṣṇayajvan who has written a very good *prakaraṇa* work called *Paribhāṣā*. It is of immense use for the beginners of Mīmāṃsā in that it succinctly summarises the most important tenets of Mīmāṃsā such as *Vidhi* with its important varieties, the six *pramāṇas* of *aṅgatva*, the division of *Karma*, the two kinds of *Bhāvanā*, etc. They style is simple and lucid and the exposition, though brief, is to the point. The author seems to be a Tamilian and as such it is popular in the Tamil countries.”

また、最近の論文で、Gianni Pellegrini は、Dharmarāja (DR) の *Vedāntaparibhāṣā* (VP) について論じる中で、次のように記す。Pellegrini 2018: 600: “It is likely that DR was socially close to the author of the *Mīmāṃsā Paribhāṣā* (hereafter MP), Kṛṣṇa Yajvan (or Dīkṣita), as both were members of the Yajvan family based in Tamil Nadu. But we know very little about Kṛṣṇa Yajvan: some scholars believe he lived between 1700 and 1760 and therefore situate the *Mīmāṃsā Paribhāṣā* slightly later than the VP. The *Mīmāṃsā Paribhāṣā* represents the only explicit *paribhāṣā*-text within Pūrva Mīmāṃsā, exactly like the VP within Advaita Vedānta.”

以上をまとめると、おそらく1700–1760年頃で、タミルの Yajvan ファミリーの出身ということぐらいしか分からない。

科文

0. 帰敬偈

1. ダルマ・アダルマの認識根拠

1.1. ヴェーダ

1.1.1. ブラーフマナ

1.1.1.1. ブラーフマナ文は多種

- 1.1.1.1.1. 祭祀行為発生文
- 1.1.1.1.2. 従属要素文
- 1.1.1.1.3. 果報文
- 1.1.1.1.4. 果報のための従属要素文
- 1.1.1.1.5. 従属要素を伴った祭祀行為発生文
- 1.1.1.1.6. 果報を伴った祭祀行為の発生文
- 1.1.1.1.7. 執行規定
 - 1.1.1.1.7.1. 果報新得力の想定
 - 1.1.1.1.7.2. 発生新得力の想定
 - 1.1.1.1.7.3. 新月満月祭の特殊性
 - 1.1.1.1.7.3.1. 満月
 - 1.1.1.1.7.3.2. 祭るという語がなくても祭式が規定される
 - 1.1.1.1.7.3.3. lin 等が明言されていなくても規定可能
 - 1.1.1.1.7.3.4. 新月
 - 1.1.1.1.7.3.5. 再言の目的
 - 1.1.1.1.7.3.6. 前祭等
 - 1.1.1.1.7.3.7. 三つ組新得力等の生起
- 1.1.1.2. 三種の規定
 - 1.1.1.2.1. 新規〔対象〕規定
 - 1.1.1.2.2. 制限規定
 - 1.1.1.2.3. 除外規定
- 1.1.1.3. 補助要素性を知らしめる判断基準（認識根拠）
 - 1.1.1.3.1. 明言
 - 1.1.1.3.2. 徴証
 - 1.1.1.3.3. 文
 - 1.1.1.3.4. 文脈
 - 1.1.1.3.5. 位置（順序）
 - 1.1.1.3.6. 名称
 - 1.1.1.3.7. 優劣
 - 1.1.1.3.7.1. 明言は徴証より強い（明言＞徴証）

- 1.1.1.3.7.2. 徴証は文より強い（徴証＞文）
- 1.1.1.3.7.3. 優劣のまとめ
- 1.1.1.3.8. 補助要素性を知らしめる判断基準のまとめ
- 1.1.1.4. 補助要素の定義
 - 1.1.1.4.1. 近接補助者
 - 1.1.1.4.2. 遠隔補助者
- 1.1.1.5. 祭祀行為の分類
 - 1.1.1.5.1. 目的行為
 - 1.1.1.5.2. 従属行為
 - 1.1.1.5.2.1 既に役立ったものをきれいにする従属行為
 - 1.1.1.5.2.1.1. 処理行為とは
 - 1.1.1.5.2.1.2. 処理の分類
 - 1.1.1.5.2.1.2.1. 主祭の後にある処理（事後処理）
 - 1.1.1.5.2.1.2.2. 主祭と同時にある処理（同時処理）
 - 1.1.1.5.2.1.2.3. 主祭の前にある処理（事前処理）
 - 1.1.1.5.2.2. これから役立つものの準備は多種
 - 1.1.1.5.2.2.1. 直接に配属されたものの準備
 - 1.1.1.5.2.2.2. 直接に配属されたものを補助するものの準備
 - 1.1.1.5.2.2.3. 後から配属されることになるものの準備
 - 1.1.1.5.2.2.4. その他
 - 1.1.1.5.2.3. 処理の別定義
 - 1.1.1.5.3. 目的行為と従属行為における主要素
 - 1.1.1.5.4. 従属行為は四種
 - 1.1.1.5.4.1. 生起準備行為
 - 1.1.1.5.4.2. 獲得準備行為
 - 1.1.1.5.4.3. 変容準備行為
 - 1.1.1.5.4.4. 浄化準備行為
 - 1.1.1.5.4.5. 独立した従属行為と、儀式的補助要素としての従属行為
 - 1.1.1.5.5. 目的行為は三種
 - 1.1.1.5.5.1. 定期祭

1.1.1.5.5.2. 臨時祭（機因・契機に基づくもの）

1.1.1.5.5.3. 願望祭

1.1.1.5.5.3.1. この世の果報だけを有するもの（現世利益願望祭）

1.1.1.5.5.3.2. あの世の果報だけを有するもの

1.1.1.5.5.3.3. この世とあの世との果報を有するもの

1.1.1.6. ヴェーダは非世間的な内容を知らせる

1.1.1.7. 生じさせる働き

1.1.1.7.1. 対象が持つ生じさせる働き

1.1.1.7.1.1. 何を

1.1.1.7.1.2. 何によって

1.1.1.7.1.3. どのようにして

1.1.1.7.2. 言葉が持つ生じさせる働き

1.1.1.7.2.1. 三要件

1.1.1.7.2.2. ヴェーダ学習規定

1.1.1.7.2.2.1. ヴェーダ学習規定文の解説

1.1.1.7.2.2.2. 言葉の生じさせる働きが為されるべきものとして規定されている

1.1.1.7.2.3. 言葉の生じさせる働きの三要件

1.1.1.7.2.4. 望まれたものの実現手段であること

1.1.1.7.3. 生じさせる働きの定義

1.1.2. 名称

1.1.2.1. それを明示するもの

1.1.2.2. それによる語り（比喩）

1.1.2.3. 語源分析語

1.1.2.3.1. 従属要素規定ではない

1.1.2.3.2. 矛盾する三項目の対

1.1.2.3.3. matUP の意味を間接表示

1.1.2.4. 文分裂

1.1.2.4.1. 複数の従属要素の規定

1.1.2.4.2. 受用対象にある単数性は表示意図されている

- 1.1.2.4.3. 目指されるものの単数性は表示意図されていない
- 1.1.2.4.4. 目指されるものにあっても一部は表示意図されている
- 1.1.2.4.5. 規定対象にある単数性は表示意図されている
- 1.1.2.4.6. 同一語に表示されている
- 1.1.2.4.7. 一歳赤雌牛の原則
- 1.1.2.4.8. 従属要素規定ではない
- 1.1.3. 意義説明
 - 1.1.3.1. 非難
 - 1.1.3.2. 称讃
 - 1.1.3.3. 他者の事跡
 - 1.1.3.4. 故事（言い伝え）
 - 1.1.3.5. 規定との一文性
 - 1.1.3.6. 別の仕事
- 1.1.4. マントラ
 - 1.1.4.1. 果報を有する対象の認識を目的とする
 - 1.1.4.2. 制限による未見対象
 - 1.1.4.3. 配属はない
 - 1.1.4.4. 除外には三つの瑕疵がある
 - 1.1.4.5. 任意選択には8つの瑕疵がある
 - 1.1.4.5.1. 米と大麦との任意選択
 - 1.1.4.5.2. ショーダシン杯を汲むか汲まないかの任意選択
 - 1.1.4.5.3. 任意選択における八つの瑕疵
 - 1.1.4.5.4. 同一目的を有するので
 - 1.1.4.5.5. 言明に基いて
 - 1.1.4.5.5.1. ストートラ・シャストラ・サーマン・ストーマの違い
 - 1.1.4.5.5.2. Br̥hat と Rathantara との任意選択
 - 1.1.4.5.6. 分け立てられた任意選択
- 1.1.5. ヴェーダが認識根拠であることの考察のまとめ
- 1.2. スムリティ
- 1.3. 識者の行い（良俗）

- 1.4. まとめ
2. 祭祀行為の区別の判断基準
 - 2.1. 別の言葉
 - 2.2. 繰り返し
 - 2.3. 数
 - 2.4. 名称
 - 2.5. 従属要素
 - 2.6. 別の文脈
 - 2.7. まとめ
3. 引き起こすもの
 - 3.1. ヴェーダ等から知られる対象は三種
 - 3.2. 引き起こすもの
 - 3.3. 引き起こすものの説明
4. 順序の判断基準
 - 4.1. 明言
 - 4.2. 読み
 - 4.3. 目的
 - 4.4. 開始
 - 4.5. 位置
 - 4.6. 主要素
 - 4.7. まとめ

和訳

【0. 帰敬偈】

1. スーリヤ・ナーラーヤナに，トリプラ・スンドリー女神に，恭礼いたします⁸．そして〔学の〕対象を会得したお師匠様に⁹，絶えず私は帰依いたします．

2. 理解力のある初学者達が〔ミーマーンサーという〕学問において確立し

ている対象〔即ち定説〕のほんの一部を理解するよう、この『ミーマーンサー・パリバーシャー』（聖典解釈学概説¹⁰）がクリシュナ・ヤジュヴァンにより作られる。

【1. ダルマ・アダルマの認識根拠】

よく知られているように、大聖仙ジャイミニは、ここ〔即ち〕十二課からなる前ミーマーンサー〔スートラ〕（JS）で、ダルマ・アダルマのみを〔祭祀行為の〕実行に役立つものとして考察した。

- （1）〔ダルマ・アダルマという〕両者のうち、ヴェーダが理解させる〈望ん
だものの実現手段であること〉を持つものがダルマである。例えば、祭
式等である¹¹。
- （2）ヴェーダが理解させる〈望んでいないものの実現手段であること〉を持
つものがアダルマである。例えばカランジャを食べること等である¹²。

sādhana		sādhya
dharma	⇒	iṣṭa
adharma	⇒	aniṣṭa

そして、両者（ダルマ・アダルマ）については、（1）ヴェーダ、（2）スミリ
ティ、（3）良俗（識者の行い）が、認識根拠である。それらのうち、ヴェーダ
は、独立した（他に依存しない）認識根拠である。後二者は、ヴェーダに基づ
くことで〔認識根拠となる〕。

	認識根拠		認識対象
（1）	ヴェーダ	→	ダルマ・アダルマ
（2）	スミリティ		
（3）	良俗		

【1.1. ヴェーダ】

そのヴェーダは二種、すなわち、マントラという形を取るもの、ブラーフマ

ナという形を取るものとである¹³。

- (1) 両者のうち、[祭祀行為] 執行時の対象を想起する原因として、諸マン
トラは役に立つ。このことは後述される (§ 1.1.4.1)。[[執行時の] の]
執行とは実行であり、その時の、という意味である。
- (2) 規定文がブラーフマナである。
- (3) ブラーフマナの補足 [文] が意義説明 (釈義) である。それ (意義説明)
は、規定対象が称讃に値することを理解させることを通して、規定文と
一文となることで認識根拠となる。このことは後述される (§ 1.1.3.5)¹⁴。

【1.1.1. ブラーフマナ】

【1.1.1.1. ブラーフマナ文は多種】

そして、それ (ブラーフマナ) は多種である。すなわち、(1) 祭祀行為発生
文、(2) 従属要素文、(3) 果報文、(4) 果報のための従属要素文、(5) 従属要
素を伴った祭祀行為の発生文、等の区別によって。

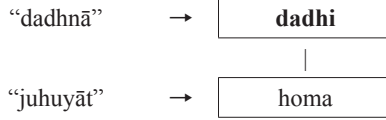
【1.1.1.1.1. 祭祀行為発生文】

それらのうち、その文により、「この祭祀行為をしなければならない」と理
解させられるもの、それが祭祀行為発生文である。例えば、「アグニホートラ
献供をする [べし]」と。ここでは、アグニホートラ献供が〈為されるべきも
の〉として規定されている。というわけで、これは祭祀行為発生文である。

“agnihotram juhoti” → **Agnihotra-homa**

【1.1.1.1.2. 従属要素文】

規定された祭祀行為に対して、その補助要素として、物体・神格等を規定す
る文が従属要素文である¹⁵。例えば、「ヨーグルトで献供するべし」と。ここ
では、献供が目指されてから、補助要素としてヨーグルトが規定されている (「献
供はヨーグルトで」：ヨーグルト⇒献供)。というわけで、これは従属要素文で
ある。祭祀行為の補助要素として規定されていることが、ヨーグルト等の〈従
属要素性〉である。



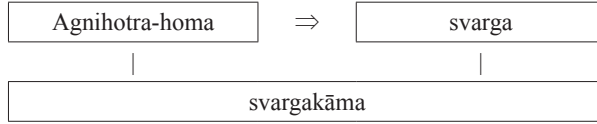
- (1) ここで、献供が〈目指される〉（提示される）というのは、別の認識根拠により既出である場合に、規定対象の連関先として示されることである。その同じ〔献供〕が、別の認識根拠によって既出でありながら再度語られることが〈再言対象性〉であり、また、ヨーグルト等という従属要素の連関先として〈主要素〉となる。
- (2) ヨーグルト等は、別の認識根拠により既出ではないので（未出なので）、同じこの〔文〕で規定対象である。また、献供の実現手段なので、献供に比して〈従属要素〉であり、また、人により実行されるので〈受用対象〉である。

ヨーグルト（未出 aprāpta）	⇒	献供（既出 prāpta）
受用対象 upādeya		目指す対象 uddeśya
規定対象 vidheya		再言対象 anuvādyā
従属要素 guṇa		主要素 pradhāna

ここで、別の認識根拠により既出とは、別の認識根拠により既知であることであり、また、未出とは未知であることだと理解すべきである。

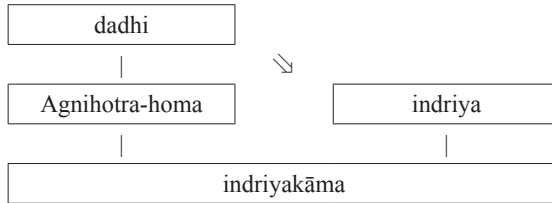
【1.1.1.1.3. 果報文】

発生済みの祭祀行為について、果報への期待があると、果報との**関係**を知らしめる規定が果報規定である¹⁶。例えば、「天界を望む者はアグニホートラ献供をすべし」と。ここで、「天界を望む者、彼は、その実現手段として、アグニホートラという名称の献供を生じさせるべし、作るべし」と¹⁷、アグニホートラ文（“agnihotraṃ juhoti”）により発生した祭祀行為について果報との関係が知らしめられている。というわけで、これは、果報文である。



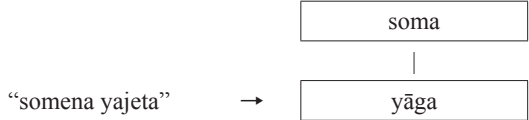
【1.1.1.1.4. 果報のための従属要素文】

既出の祭祀行為に依拠して、果報のために従属要素を規定する場合、果報のための従属要素文である。例えば、「精力（インドラ的な力）を望む者は、ヨーグルトにより献供すべし」と。ここでは、アグニホートラ文により発生した献供に依拠して、精力という果報のために、ヨーグルトという形の従属要素が規定されている——「献供に依拠したヨーグルトにより、精力という形の果報を生じさせるべし」と。「献供に依拠した〔ヨーグルト〕によって」というのは、「献供の原因となった〔ヨーグルト〕によって」という意味である。この同じものが、「従属要素果報規定」および「従属要素願望対象規定」と呼ばれる。



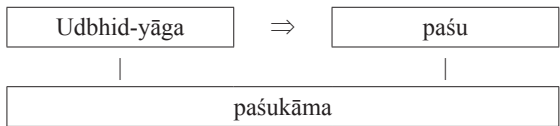
【1.1.1.1.5. 従属要素を伴った祭祀行為発生文】

物体・神格等という従属要素に限定された祭祀行為を規定する文が、従属要素を伴った祭祀行為発生文である。例えば、「ソーマで祭るべし」（＝ソーマを有する祭式で作るべし）と（cf. MP § 1.1.2.3.3）。ここで、ソーマ草に限定された祭式（ソーマ草を有する祭式）が規定されている。被限定対象が「言葉の上では」規定されているとはいえ、限定要素は、意味上（含意として、対象に基いて）、規定されていることになる。



【1.1.1.1.6. 果報を伴った祭祀行為の発生文】

或る場合には、祭祀行為発生文がそのまま、果報との関係を知らしめるものともなる。例えば、「家畜（雌牛）を望む者は Udbhid により祭るべし」と、ここでは、Udbhid という名称を有する祭式で、別の文により未規定のものがそのまま、家畜（雌牛）を望む者に、家畜（雌牛）という果報のために、規定されている。というわけで、この同じ一つの文が、果報の実現手段となる祭式（祭式⇒果報）を規定する。



【1.1.1.1.7. 執行規定】

主要素規定がそのまま、補助要素諸規定と一文として大文となることで、一切の補助要素に限定された主要素の執行を規定するので、「執行規定」と呼ばれる。例えば、「天界を望む者は、アグニホートラ献供をすべし」と。

- (1) ここでは、「アグニホートラ献供により天界を生じさせるべし」という意味が理解される。「生じさせるべし」とは「生起させるべし」というほどの意味である。
- (2) ここで、「どのようにして、この献供によって天界を作るべきなのか」と、やり方への期待が生じる¹⁸。

〔日常の例を取ると〕「斧で二分すべし」と言われると、期待が生じる。「どのようにして、これ（斧）により二分を為すのか」と、そこで「振り上げ・振り下げを伴った〔斧〕によって」と理解される。

振り上げ・振り下げ ⇒ 斧 ⇒ 二分

それと同様に、今の場合も、「祭火を東に持ってくる」「諸祭火に薪を置く」等という〈補助要素規定〉により規定された〈東に持ってくること〉〈薪の設置〉〈場所の浄化〉等という補助要素群から生じた裨益効果を伴ったアグニホートラ献供により、天界を作るべしと、文脈により想定された大文により、天界のために、補助要素を伴ったアグニホートラの執行が規定されている。というわけで、このようなものは執行規定である。

補助要素群	⇒	アグニホートラ献供	⇒	天界
-------	---	-----------	---	----

同じ補助要素群が、「やり方」および「執行細目」と呼ばれる。

ここで、アグニホートラ献供は主要素であり、東に持ってくること等の一切は補助要素である。

【1.1.1.1.7.1. 果報新得力の想定】

【前主張】以上はありえない。というのも、すぐに滅する祭祀行為が、後から生じる天界等という果報の実現手段となることはありえないからである。

【後主張】そのようなことはない。規定された〔あるいは〕禁止された各祭祀行為について、各文により、それぞれの果報の実現手段であることが理解されると、すぐに滅する祭祀行為が、後から生じる果報の実現手段であることを正当化するために、間に、福德・罪業という形をとる新得力が想定される。そしてそれゆえ、祭式等は、新得力を通して、天界の実現手段となるのであって直接にはない。それが果報新得力である。

また、それ（果報新得力）の行為手段となるのは、前後の諸補助要素に限定された主要素（主祭）であって、単独の主要素ではない。というのも、単独の主要素から果報新得力が生じる場合には、果報も、それ（単独の主要素）だけから成立することになるので、諸補助要素が無駄になってしまうからである。

諸補助要素 ⇒ 主祭 ⇒ (新得力) ⇒ 天界

【1.1.1.1.7.2. 発生新得力の想定】

【前】全ての補助要素に限定された主要素が新得力を生じさせると述べられた。しかし、そのようなことは、すぐに減する主要素が補助要素を伴うことがない以上、ありえない。

【後】否。

- (1) 主祭は、それ自体では補助要素を伴うことはないが、発生新得力を通して、同伴しうるからである。というのも、主〔祭〕が全ての補助要素を伴えるように、主祭と最終新得力（果報新得力）の間に、主〔祭〕のみから生じる「発生」という名称の何らかの新得力が存在すると認めているからである。
- (2) 同様に、諸補助要素についても、お互いにお互いを伴って初めて主要素を裨益するのだが、それらの同伴はそれ自体では〔ありえ〕ないので、それぞれの発生新得力を通して同伴があると理解すべきである。補助要素が主要素を裨益するとは、主要素（主祭）の果報新得力産出能力を〈顔を上げた状態〉（準備万端にすること）にすることに他ならない。

前の補助要素 ₁	⇒	(発生新得力 ₁)
主祭 ₂	⇒	(発生新得力 ₂)
後の補助要素 ₃	⇒	(発生新得力 ₃)
		(果報新得力)

【1.1.1.1.7.3. 新月満月祭の特殊性】

いっぽう、新月満月祭の場合には〔以下の〕違いがある。

【1.1.1.1.7.3.1. 満月】

- (1) 「アグニへの8かわらけの〔祭餅〕は新月日と満月日とに不動となる」と、〈アグニへの祭式〉が規定された。
- (2) 「〔アグニとソーマの〕両者に、アグニとソーマへの11かわらけのこの〔祭餅〕を満月日に〔インドラは〕与えた」と、〈アグニとソーマへの祭式〉が規定された。

- (3) 「低唱祭を間に祭る」という低唱祭が、「アグニとソーマの両者は〔インドラに〕言った ― ギーのみで我々を低唱で満月日に祭るように」という文に基いて、満月日に規定された。

以上が、満月日における〔三〕主〔祭〕である。以上のアグニへの祭式・アグニとソーマへの祭式・低唱祭が、各文により理解された満月日という時との関係に基いて、「このように知る者は満月日を祭る（＝満月祭をする）」と、知者文において、「満月日」（*paurnamāsī*）という単数形で終わる語により、集合体として再言されている。それゆえ、ヴェーダにおいて、「満月日」という言葉がある場合はいつも、〈アグニへの祭式〉等の集合体が思い起こされるのである。

“*paurnamāsī*”

→

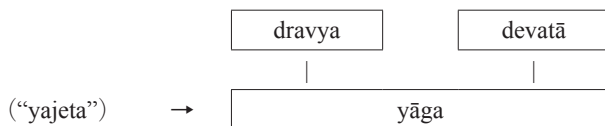
āgneya
upāṃśu
agnīṣomīya

【1.1.1.1.7.3.2. 祭るという語がなくても祭式が規定される】

【前】「アグニへの〔8かわらけの…〕」という文には、祭式を表示する語が聴取されないで、どうして祭式を規定しようか。

【後】 そうではない。

- (1) 「アグニがこの祭餅の神格である」という意味で規定された〈神格の *taddhita* [接辞]〉で終わるのが、*āgneya* という言葉 (*agni* + *ḍhak*) である¹⁹。
- (2) それ（“*āgneya*”）が、祭餅〔を指す〕語（“*aṣṭākāpāla*”）と同じ指示対象を有していること（*āgneyaḥ* = *aṣṭākāpālaḥ*）から、物体と神格の関係が理解された。
- (3) それ（物体と神格の関係）は祭式なくしてはありえない ― というのも、物体と神格の関係は、祭式以外の行為にはありえないからである²⁰ ― ので、祭式行為のみにおいて関係があると言わざるをえない。というのも、神格を目指して物体を放棄すること（神格に供物を与えること）が祭式だと認められているからである²¹。



これゆえ、明言された（＝聴取された）物体と神格の関係から推論された祭式が、「祭るべし」という想定語により²²、規定されている——「アグニを神格とし、祭餅を物体とする、新月等の時に為されるべき祭式により、欲求対象を生じさせるべし」と。

以上のように、物体と神格の関係のみが明言されている場合——「スーリヤ（太陽）へのお粥を祭るべし（≡取り出すべし）」等において——は、いつも、スーリヤ（太陽）という神格等の関係から推論された祭式が規定されている。したがって、いかなる瑕疵もない。

【1.1.1.1.7.3.3. liñ 等が明言されていなくても規定可能】

【前】低唱祭文において、動詞語根√yaj（「祭る」）は聴取されるが、規定語尾である〔願望法動詞語尾〕liñ 等（「べし」）がないので、どうして規定しようか。

【後】そのようなことはない。

- (1) 「祭る」というこれを「祭るべし」と変形することで、規定者たりうるからである。同様に〔liñ 等（＝ liñ, let, loṭ, tavya）が明言されていない場合〕、「米に灌水する」「Samidh 祭をする」等においても、変形があると理解すべきである。
- (2) いっぽう、或る者達は、yajati というのを、第5の L 音〔を持つ動詞語尾〕（すなわち subjunctive の動詞語尾 let）と認めることで、規定者たりうると言っている。

【1.1.1.1.7.3.4. 新月】

- (1) 同様に、「インドラへのヨーグルトは新月日に」
- (2) 「インドラへのミルクは新月日に」という文に規定された二つのサーンナーイヤ祭、

(3) および、「アグニへの」という文により規定されたアグニへの〔祭式〕とが、新月日における〔三つの〕主祭である。

(4) これら三つに、「このように知る者は新月日を祭る（＝新月祭をする）」という文における「新月日を」という第二格・単数形で終わる名詞で、集合体として再言している。

それゆえ、ヴェーダにおいて、darśa（新月日）という言葉や amāvāsyā（新月日）という言葉が明言された場合は、いつも、〔これら三つの〕祭式の集合体が思い起こされるのである。

“darśa”

→

āgneya sāṃnāyya sāṃnāyya

【1.1.1.1.7.3.5. 再言の目的】

各三つに、「新月」「満月」という両語により、集合体として、知者文で再言することの目的というのは、「新月満月〔祭〕により（darśapūrṇamāsābhyām）天界を望む者は祭るべし」等における両数形の正当化のためである。さもないと、アグニへの祭式等の六つは複数なので、darśapūrṇamāsaiḥ と複数形となるはずである。別の認識根拠により既出の対象を再び聴取することが、再言である。

【1.1.1.1.7.3.6. 前祭等】

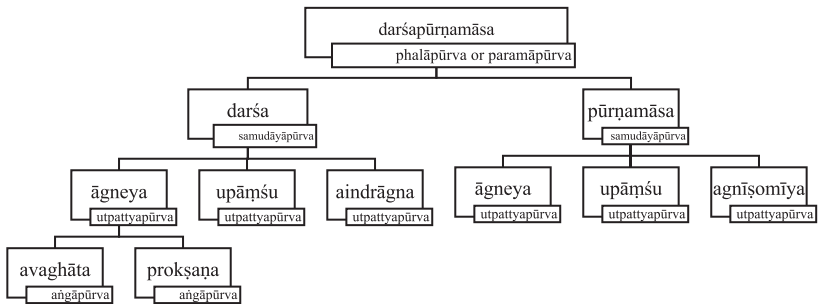
以上のように果報を有するアグニへの祭式等の近くに伝承された前祭・ギーの分け前・後祭等が、6〔主〕祭の補助要素（＝従属要素，附属要素）である。

新月祭	満月祭
注入 āghāra	注入 āghāra
5 前祭 prayāja	5 前祭 prayāja
2 ギーの分け前 ājyabhāga	2 ギーの分け前 ājyabhāga
3 新月祭 darśa	3 満月祭 pūrṇamāsa
祭式を完全にする者 sviṣṭakṛt	祭式を完全にする者 sviṣṭakṛt
3 後祭 anuyāja	3 後祭 anuyāja
妻への祭式 patnīsaṃyāja	妻への祭式 patnīsaṃyāja
祭式終了のヤジュス samīṣṭayajus	祭式終了のヤジュス samīṣṭayajus

【1.1.1.1.7.3.7. 三つ組新得力等の生起】²³

- (1) 以上のようにすると、「新月満月祭により天界を望む者は祭るべし」というこの意味は次のようになる —— 「新月満月祭という集合体二つ —— 互いに互いを伴ったもの —— により天界新得力を作るべし」と。
- (2) そこで、「どのようにして〔異なる〕二つの時にある二集合体が互いに互いを伴うのか」と期待があると、「それ自体では同伴は〔ありえ〕ないが、二つの三つ組から、各一つの新得力が生じる。それを通して二つの集合体が同伴する」と言われる。
- (3) 「一つ一つの三つ組にしても、三つ組新得力を生じさせるのは、どのようにしてか」と期待があると、「前祭・後祭等という前後の補助要素群に限定された各三つ組が、集合体新得力を生じさせる」と言われる。
- (4) 一つ一つの三つ組が全ての補助要素を同伴することは、それ自体ではありえないので、三〔主〕祭により三つの発生新得力が生じる。そしてそれを通して全ての補助要素を同伴する。
- (5) 補助要素である前祭等にとっても、それ自体では、主〔祭〕との同伴は〔ありえ〕ないので、それぞれの発生新得力を通して同伴があると言わねばならない。
- (6) そして、そのようにして、主〔祭〕から生じる発生新得力が、前祭等から生じる発生新得力と同伴する、それこそが、主〔祭〕群が〈補助要素に限定されていること〉という〈補助要素を伴うこと〉である。

- (7) また以上のようにして、満月日には、アグニへの祭式等から生じる三つの新得力 — 前祭等から生じる発生新得力を伴っている — により、集合体新得力一つが生じる。
- (8) 同様に、新月日にも、アグニへの祭式・インドラへの二つの祭式から生じる三つの新得力 — 補助要素の発生新得力を伴っている — により、一つの三つ組新得力が生じる。
- (9) その二つの三つ組新得力 — アグニへの祭式等の発生新得力の三つの二つから生じる — により、果報を生み出すものとなった大新得力 — 果報新得力という名称を持つ — が生じる。そして、それから果報がある、と「言わねばならない」。
- (10) そして、そのようにして、「全ての補助要素に裨益された新月満月祭により新得力を通して天界を作るべし」と、果報新得力が出来上がるように、補助要素を伴った主〔祭〕を為すべきことを知らしめる規定が執行規定である、ということが成立した。



(AS_G 170の図に基づき作成。前祭・後祭は、新月祭・満月祭それぞれの前後に位置する。)

【1.1.1.2. 三種の規定】

さらにまた、規定は三種 — 新規〔対象〕規定、制限規定、除外規定である²⁴。

【1.1.1.2.1. 新規〔対象〕規定】

そのうち、全く未出の対象を登場させる（やって来させる）規定が、新規〔対象〕規定である。例えば、新月満月祭の文脈における「米に灌水する」というものである。

- (1) この規定がないと、新月満月祭の米に対する灌水が、どのようにしても登場することはない。
- (2) 逆にこの規定があると、それ（新月満月祭）に関係する米への灌水が必ず登場する。

というわけで、全く未出の灌水を登場させるので、これは、新規〔対象〕規定である。

【1.1.1.2.2. 制限規定】

また、〔可能性として〕一方の場合においては既出となる対象を〔それだけしか許されないとして〕制限するのが、制限規定である。例えば、同じそこ（新月満月祭の文脈）における「米を打つ」というものである。

- (1) この規定がないと、新月満月祭の米に、発生文により理解された祭餅に役立つ玄米の完成に資する脱穀状態を結果（為されるべきこと・仕事）とする打穀〔行為〕と同様、場合によっては、爪で剥ぐことも登場するかもしれない。その場合には、打穀の登場がない以上、結果が他の仕方であてはまるので、打穀の登場〔確率〕は五分となる。
- (2) 逆にこの規定があると、「打穀のみにより脱穀状態が作られるべきである」と制限がある以上、爪で剥ぐことは全面的に引込む²⁵。

というわけで、これは制限規定である。

また、「脱穀状態は爪で剥ぐことでも可能なのだから、打穀制限は無駄である。無目的なので」と言うてはならない。なぜなら、打穀〔行為〕**のみ**により脱穀状態を作り出すことで、何らかの未見対象（不可見力・新得力）が生じるというように、制限〔に基づく〕未見対象を認めているからである（cf. MP § 1.1.4.2）。というのも、制限により既見結果を得ないにしても、未見対象が生じるからである。そして、その新得力は、祭式の発生新得力を通して、果報新得力に役立つ。それゆえ、制限新得力がないと、果報新得力そのものが生じて

こない。このように想定されるので、制限新得力が無駄になることはない。同様に、ソーマ〔購入〕等の制限（購入のみによりソーマを獲得する）についても理解すべきである。

【1.1.1.2.3. 除外規定】

二つが併せて登場する時に、一方の消去を結果とする規定が除外規定である。例えば、火壇構築祭の文脈で、『正義のこの手綱を彼らは掴んだ』と〔言って〕馬の手綱を彼は取る」と、馬の手綱を取ることの補助要素としてマントラが規定されている。

- (1) というのも、この規定がないと、手綱を取ることを明らかにするマントラは、手綱取り明示能力という徴証（証拠となる語の表示能力）に基いて、馬の手綱取りと同様、ロバの手綱取りにも、必ず登場することになるからである。
- (2) この規定があると、「このマントラで馬の手綱だけを取るべきであって、ロバの手綱をではない。後者は、ただ黙って取るべきである」と、ロバの手綱の場合は、マントラがなくなる。

というわけで、二つが併せて登場する場合に、一方の消去を結果とするので、これは除外規定である。同様に、「五つの五蹄のものを食べるべし」（五種の五蹄動物以外は食べてはならない）等についても理解すべきである。

【1.1.1.3. 補助要素性を知らしめる判断基準（認識根拠）】

先に（§ 1.1.1.7.3.6）、前祭等が新月満月祭の補助要素であることを述べた。それらが補助要素であることを知らしめる判断基準（認識根拠）は、明言・徴証・文・文脈・位置・名称の区分により、6つある。

【1.1.1.3.1. 明言】

それらのうち、「ヨーグルトにより献供するべし」では、アグニホートラ文（“agnihotraṃ juhoti”）により既出となった献供を「献供するべし」により提示してから、その行為手段として第3格明言によりヨーグルトが規定されている。というわけで、明言によりヨーグルトが補助要素となる。

「により」

→

ヨーグルト

|

献供

【1.1.1.3.2. 徴証】

徴証とは能力のことである。そしてそれは二種 —— 対象の「能力」、言葉の「能力」とである²⁶。

- (1) 最初の「対象の能力」とは、例えば、「スルヴァ匙で切り分ける」と、切り分け行為一般の附属要素であることが理解（「切り分けはスルヴァ匙で」）されても、スルヴァ匙の能力という徴証に基づき、ギー・サーンナーイヤ等の液体の切り分けという特殊なものの補助要素となる。というのも、スルヴァ匙によって祭餅等を切り分けることはできないからである。

「スルヴァで」

→

スルヴァ

|

（液体）切り分け

- (2) いっぽう、言葉の徴証とは、対象を照らし出す能力のことである。例えば、「アグニに嘉納された汝を取り出す（≡祭る）」というマントラは、取り出しを照らし出す能力という徴証に基づき、取り出しの補助要素である。マントラ X が Y を照らし出す能力を持つ時、その X は Y の補助要素である。

「取り出す」

→

マントラ

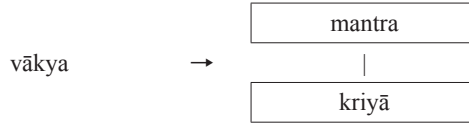
|

取り出し

【1.1.1.3.3. 文】

他の語と一緒に発声されることが文である。

- (1) 例えば,『『栄養のために汝を』と切る』では,切断行為の補助要素として,「栄養のために汝を」というマントラが文により規定されている.
- (2) あるいは,「アグニに嘉納されたものを」という同じここで,「アグニに嘉納されたものを」以下の語群は,「[私は] 取り出す」と一文となっているので,取り出し行為の補助要素となる.



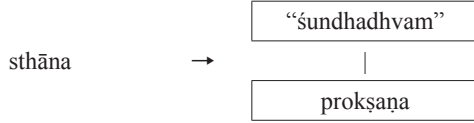
【1.1.1.3.4. 文脈】

文脈とは相互期待のことである.

- (1) 例えば,「天界を望む者は, 新月満月祭で祭るべし」において,「新月満月祭により, 天界への新得力を作るべし」と言われると, 期待が生じる — 「どのようにして, 両者により, 天界新得力を作るべきなのか」と.
- (2) 同様に, 果報を有するアグネーヤ祭等 [6主祭] の近くに,「Samidh 祭をする」「Tanūnapāt 祭をする」「二つのギーの分け前祭をする」等により, 前祭等が, 果報なしに明言されている. それらは自身の文中に果報が聴取されないの, 目的への期待が生じる — 「何がこれらの目的なのか」と.
- (3) そうして前祭等が目的を期待し, 新月満月祭がやり方を期待すると, 相互期待を特質とする文脈により, 前祭等一切が新月満月祭の補助要素だと確定される.

【1.1.1.3.5. 位置 (順序)】

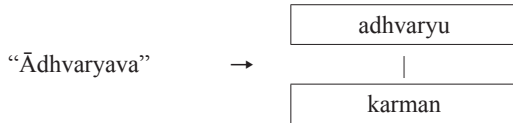
位置とは近接のことである. 例えば, サーンナーイヤ容器の近くに,「[汝等は] 清まれ」というマントラが読まれているので, [このマントラは] 近接に基づき, サーンナーイヤ容器の灌水の補助要素となる.



【1.1.1.3.6. 名称】

名称とは名前のことである。

- (1) 例えば、アドヴァリユ祭官の巻で説明されている祭祀行為群に対しては、「アドヴァリユの」という名称により、アドヴァリユ祭官が行為主体として補助要素となる。



- (2) また、「子孫を望む者は、インドラとアグニへの11かわらけの〔祭餅〕を祭るべし（≡取り出すべし）」等において、願望祭と名付けられたインドラとアグニへの祭式等に対して、「願望祭の yājyā と anuvākyā の巻」という名称に基づき、「インドラとアグニよ、汝等兩人に」等が、yājyā と anuvākyā として配属される。配属とは補助要素として連関していくことである。

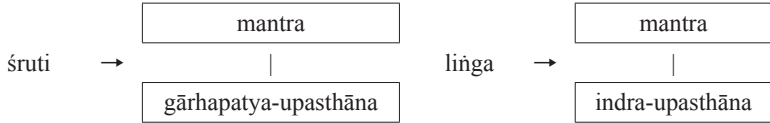
【1.1.1.3.7. 優劣】

明言等が同じ所と一緒に入り込む場合には、前のものほど強力であり、後ろのものほど弱力である。（śruti > liṅga > vākya > prakaraṇa > sthāna > samākhyā）

【1.1.1.3.7.1. 明言は徴証より強い（明言>徴証）】

例えば、『「[インドラよ、] いついかなる時も汝は不妊では [ない]』と⁽²⁾ インドラへの〔讃歌〕⁽¹⁾ により、家長の〔祭火〕⁽¹⁾ に近侍する」と、アグニホートラ〔献供〕の文脈で明言されている。そこで、マントラは、インドラを照らし出す能力という⁽²⁾ 徴証に基づき、インドラへの近侍の補助要素となるという

帰結が導かれた時、「インドラへの〔讃歌〕**により**」という第三格明言⁽¹⁾により、また、「家長の〔祭火〕**に**」という第二格明言⁽¹⁾により、家長の〔祭火〕への近侍の補助要素として規定されているので、⁽²⁾ 徴証によるインドラ近侍への配属は斥けられる。

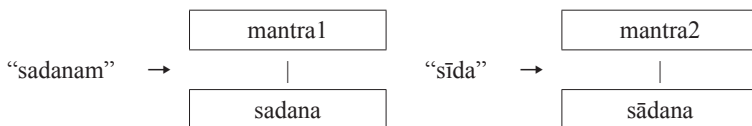


なぜなら — 明言はそれ自身で配属する。いっぽう徴証は、インドラを照らし出す能力を踏まえた上で、「* インドラへの〔讃歌〕**で**インドラに近侍する」という明言想定を通して配属すると言わねばならない。しかし、今の場合、それはありえない。

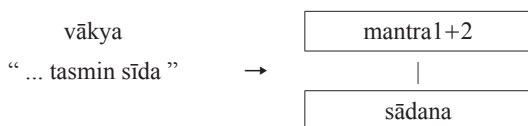
明言による配属がない、「アグニに嘉納されたものを取り出す」等の場合には、マントラが有する、〈取り出し〉を照らし出す能力を踏まえて、「* このマントラにより取り出しを作るべし」という明言想定を通して、徴証が配属主体となりうる。なぜなら、明言想定を妨害するものがないからである。

【1.1.1.3.7.2. 徴証は文より強い（徴証＞文）】

- (1) 同様に、「柔らかい、汝の坐を私は作る」「そこに坐れ」において、「そこに」という「それ」という言葉（指示代名詞）は、前文の対象を期待することから、一文と考えられるので、文という判断基準（認識根拠）により、両者は一つのマントラだと考えられる。
- (2) いっぽう徴証によると、異なるマントラだと考えられる。なぜなら、前者は坐を照らし出す能力を有し、「そこに坐れ」というのは、坐らせることを照らし出すからである。
- (3) そこで、文より徴証の方が強いので、文を斥けて、徴証により、「柔らかい、汝の」というこれは坐の補助要素であり、「そこに坐れ」というのは、坐らせることの補助要素だと結論付けられる。



- (4) 「柔らかい、汝の」というのが、「そこに坐れ」というのと同じ一文であることから、何でもいから何とかして、坐らせること〔を照らし出す〕能力という徴証を想定した上で、「この特定のマントラにより坐らせることを為すべし」という明言を想定しなければならない（文→徴証→明言）。



- (5) 坐を照らし出す眼前の徴証によって想定された『『柔らかい、汝の』により坐を作るべし』という明言により、「柔らかい、汝の」というのが、素早く坐に配属されると、それ（配属）によりマントラは期待が解消されるので（直接徴証→明言）、文という判断基準から徴証を想定した上で明言を想定すること（文→想定徴証→明言）は妨害される。遅いからである。というわけで、徴証により文が斥けられる。

【1.1.1.3.7.3. 優劣のまとめ】

同様に、文により文脈が、文脈により順序（位置）が、順序により名称が斥けられると理解すべきである。同様に、明言により文以下のものも斥けられる。

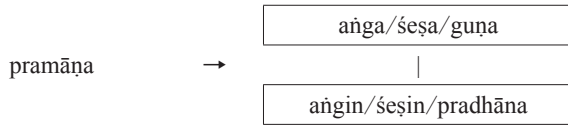
【1.1.1.3.8. 補助要素性を知らしめる判断基準のまとめ】

さて、以上で、補助要素性を知らしめる判断基準である明言等が確定された。

【1.1.1.4. 補助要素の定義】

また、以上の補助要素性とは、附属要素性のことである。他の為のものであること、というほどの意味である。他を目指して発動した人の努力により行き

渡られるものであることが〈他の為のものであること〉である。



- (1) 前祭等は、新月満月祭を目指して発動した人の努力により行き渡られるので、定義は当てはまる。
- (2) 新月祭等は、前祭等を目指して発動した人の努力の対象ではないので、定義が広すぎることはない。ただの前祭群を目指しては、どんな人も発動しないからである。

以上の補助要素は二種 —— 近接してから（舞い降りて一緒になってから）補助するもの（近接補助者）と、遠くから補助するもの（遠隔補助者）とである。

【1.1.1.4.1. 近接補助者】

直接あるいは間接に主祭の身体（物体・神格）を完成させて、それ（主祭の身体）を通して、その発生新得力に役立つ補助要素が、近接補助者である。

例えば、米等という物体、それと結合した打穀・灌水等、アグニ等という神格、それと結合した yājyā や anuvākyā という言明等である²⁷。

- (1) これらのうち、
 - (i) 灌水等は、米の付加特性（浄化により付加されるプラス α の未見対象）を通して、
 - (ii) 打穀等は、脱穀等という既見対象を通して、
 - (iii) 米等は、粉を通して、

祭餅を完成させる。それらを通して、祭式の身体とそれ（祭式）の発生新得力の原因となる。

i	灌水	⇒	米	⇒	祭餅	⇒	祭式	⇒	発生新得力
ii	打穀	⇒	米	⇒	祭餅	⇒	祭式	⇒	発生新得力
iii			米	⇒	祭餅	⇒	祭式	⇒	発生新得力

(2)

(iv) yājyā や anuvākyā 等は、神格を準備することを通じて、

(v) また、神格は、直接に祭式の身体を完成させる。

そして、それ（祭式）を通して、それ（祭式）の発生新得力に役立つ。祭式とは神格を目指して物体（供物）を放棄すること（与えること）だからである。また「物体・神格が祭式の中身である」というのが定説だからである。

iv	yājyā 等	⇒	神格	⇒	祭式	⇒	発生新得力
v			神格	⇒	祭式	⇒	発生新得力

この同じものが「内属するもの」と呼ばれる²⁸。

【1.1.1.4.2. 遠隔補助者】

アートマンに内属した新得力を生じさせるものが、遠隔補助者である。例えば、前祭・ギーの分け前・後祭等である。これらは、物体や神格にある準備効果を生じさせるのではなく、アートマンに属す未見対象（不可見力・新得力）を生じさせる。というわけで、遠隔補助者（遠くから補助するもの）である。

【1.1.1.5. 祭祀行為の分類】

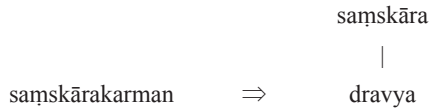
そこで、一般的に、祭祀行為は二種 — 目的行為と従属行為とである²⁹。

【1.1.1.5.1. 目的行為】

両者のうち、アートマンに属す新得力を生じさせる祭祀行為が目的行為である。例えば、アグニホートラ献供・新月満月祭・前祭等である³⁰。

【1.1.1.5.2. 従属行為】

従属行為とは、きれいにすること（準備効果）を生み出すものである。そしてそれは二種 — 既に役立ったものをきれいにするもの（処理行為）と、これから役立つものを準備するもの（準備行為）とである³¹。



【1.1.1.5.2.1. 既に役立ったものをきれいにする従属行為】

両者のうち、既に役立ったものをきれいにする〔従属行為〕とは、処理行為のことである。というのも、既に役立った（用済みの）散らかす物体を、規定の場所に放り込むことが処理だと定義されるからである。例えば、〈イダー食い〉・〈黒羚羊の角を放り投げる〉・〈四つに切り分けたものの献供〉等である。



【1.1.1.5.2.1.1. 処理行為とは】

【前】イダー食いは、主祭に役立った散らかす祭餅という物体（供物）を投げ込むものなので、処理〔行為〕であるのは正しい。しかし献供は、祭式に役立った物体（供物）をきれいにするものではないので、どうして処理〔行為〕なのか。というのも、献供は、祭式と同時にあるので、献供により準備される〈四つに切り分けられたもの〉等は、既に役立ったものではないからである。

【後】というならば、これに答える。既に役立ったものをきれいにすること一般が処理であって、主祭に役立った〔ものをきれいにする〕ことではない。

- (1) 後者の場合には、家畜の屠殺直後に、〔その〕盲腸膜・心臓等を引き出す際に為されるべき血・糞の除去が処理でなくなってしまうからである。というのも〔それらは〕祭式に役立った物体を放り込むものではないからである。



- (2) 同様に、黒羚羊の角を放り投げることも、処理ではなくなってしまう。
祭式の補助要素である〈[かゆい背中等を] 搔くこと〉の役に立ったけれども、祭式の役に立ったわけではないからである。



これゆえ、何であれ何らかのものに役立ったことだけが意図されている。そして、何であれ何らかのものに役立ったことは、今の場合もある。盲腸膜・心臓等の引き出しにより、既に役立った家畜に関係する糞・血という散らかすものは、処理を必要とするからである。同様に、何であれ何らかの仕方での役立ちは、献供の場合にも存在する（後述 § 1.1.1.5.2.1.2.2）。

【1.1.1.5.2.1.2. 処理の分類】

すなわち、処理は三種 — 主祭の後にあるもの、主祭と同時にあるもの、主祭の前にあるもの — とである。

【1.1.1.5.2.1.2.1. 主祭の後にある処理（事後処理）】

それらのうち第一のものは、イダー食い等である。

【1.1.1.5.2.1.2.2. 主祭と同時にある処理（同時処理）】

第二のものは献供等である。すなわち、新月満月祭の文脈で聞かれている — 「一回、[ギーを] 敷き広げる」「二回、供物（祭餅）を切り分ける」「一回、[ギーを] 注ぐ」「四つに切り分けられたものを献じる」と。

- (1) そのうち、四つに切り分けられたものの文においては、献供に再言して、

- 四つに切り分けられた供物が、それ（献供）の実現手段として規定されている（「献じるのは四つに切り分けられたものである」）のではない。なぜなら、献供は未出なので、再言されえないからである。
- (2) また、「アグニへの〔8かわらけの祭餅〕」文により献供が既出ということとはない。あの文は〔献供ではなく〕祭式を規定するものだからである。
- (3) また、祭式と献供は同一だと言ってはならない。なぜなら、神格を目指して供物を放棄することが「祭式」という言葉の対象だからである。投げ込みに限定された祭式が、「献供」という言葉の対象だからである。
- (4) というのも、そこで、アグニへの〔祭式〕の教令によって、祭式は既出となったけれども、投げ込みは〔「献じる」という語の〕直接表示能力によっては未出なので、再言されえないからである。
- (5) そうではなく、敷き広げ・二回の切り分け・注ぎ込みの文により既出となった四つに切り分けられた〔祭餅〕を提示して、それをきれいにするものとしての投げ込みが、「献じる」によって規定されている。

処理効果

|

献供（投げ込み） ⇒ 四つに切り分けられた祭餅

そして、以上のきれいにする行為は、処理に他ならない。「アグニに嘉納されたものに私は〔ギーを〕注ぐ」等の表現により、祭式の補助要素であるアグニ等という神格の為のものとして、何であれ何らかの仕方で役立った祭餅が処理を必要とするので、その一部である二つに切り分けられたものを対象とする投げ込みは、処理行為たりうるからである。以上のきれいにする行為は、主祭と同時にある。

なぜなら — 献供は、「ヴァシャットと言ってから献じる」という規定により、〔祭式で〕ヴァシャットと言った直後に、アドヴァリユ祭官が為す必要がある。〔したがって〕祭式も、その同じ時に〔為される必要があることになる〕。なぜなら、祭式の想起の為にあるヴァシャット音によって想起させられることで、祭主により実行されるので、両者（祭式・献供）は、同時にあるからであ

る。以上のことは、「全てを与えること」の論題（JS 3.4.(14)）の評釈（TV）において定まっている。

【1.1.1.5.2.1.2.3. 主祭の前にある処理（事前処理）】

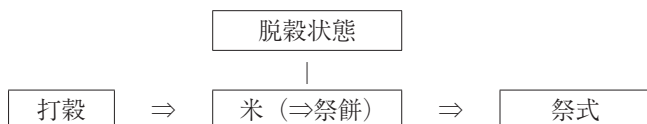
主祭の前にある処理とは、例えば、「糞を取り出す」「血を除去する」という糞の取り出し・血の除去である。これも、「犠牲獣祭において、[そのために] 殺すわけではないので、血・糞は、行為目的ではない」という論題（JS 4.1.(12).27）で定まった。

【1.1.1.5.2.2. これから役立つものの準備は多種】

これから役立つものの準備は多種類である — 直接に配属されたものの準備、直接に配属されたものを補助するものの準備、後から配属されることになるものの準備とである。

【1.1.1.5.2.2.1. 直接に配属されたものの準備】

それらのうち第一の「準備」とは、例えば「米を打つ」等である。「米で祭るべし」等という文により配属された米を打つという準備行為である。



【1.1.1.5.2.2.2. 直接に配属されたものを補助するものの準備】

第二の「準備」とは、例えば、「子牛を捕まえる」というものである。乳搾りの補助要素として直接に配属された雌牛という物体を補助するものとしての子牛を準備するのが、この捕まえるという行為である。

捕捉⇒子牛⇒雌牛⇒搾乳

【1.1.1.5.2.2.3. 後から配属されることになるものの準備】

第三の「準備」とは、「熱したミルクにヨーグルトを注ぐ」というものである。ここでは、「それ（ミルク）は一切神への凝乳（アーミクシャー）である」という文により、「それ」という言葉で示されて、一切神への祭式の補助要素として配属されることになるミルク、それを準備するので、ヨーグルトの注入は、後から配属されることになるものの準備である³²。

ヨーグルト注入⇒ミルク⇒祭式

【1.1.1.5.2.2.4. その他】

- (1) いっぽう、家畜祭餅祭³³は、既に役立った神格・これから役立つ神格の *saṃskāra*（仕上げ：処理・準備）を目的とし、かつ、放棄の部分では未見目的を有する。というのも、ここで、それにより仕上げられるアグニとソーマという神格は、盲腸膜祭で既に役立っており、かつ、心臓等の部分の祭式に対して役立つことになるからである。

家畜祭餅祭 ⇒ アグニ・ソーマ ⇒ 心臓等の祭式
(⇒未見目的) (盲腸膜祭に貢献済み)

- (2) 祭式を完全にする者への祭式（cf. § 1.1.1.1.7.3.6）は、供物の部分と神格の部分とでは、既に役立ったものの仕上げ（処理）を目的とするが、放棄の部分では未見目的を有する。
- (3) 讃歌詠唱を実現手段とする投げ込みも全く同様である。
- (4) [五つの前祭のうちの] 最終の前祭は、これから祭られる神格 [すなわち *Svāhākāra*] を準備するので、その部分では、これから役立つ神格の準備であり、その他の部分では未見目的を有する。
- (5) 心臓等という供物祭の前に為される膏献供 (*vasā-homa*) も、膏の部分では処理であり、その他の部分では未見目的を有する — などと類推すべきである。

【1.1.1.5.2.3. 処理の別定義】

いっぽう、或る者達は、〈これから役立つものの準備〉以外の *samskāra* 行為を、処理行為とする。四つに切り分けられた供物は、献供により既に灰となっているので、これから献供に役に立つことはない。したがって、「それ（これから役立つものの準備）とは異なること」という性格が献供には存在するので、定義が当てはまると彼らは言う。

【1.1.1.5.3. 目的行為と従属行為における主要素】

両者には次の違いがある。

- (1) 目的行為では、物体に比して祭祀行為が主で、祭祀行為に対して物体が従である。例えばアグニホートラ献供等に対して物体等は従である（物体⇒行為）。
- (2) 従属行為では、物体が主であり、物体に対して祭祀行為が従である。「米に灌水する」「[米を] 打つ」等において、第2格により米が行為の実現対象であることが理解されるので、行為に比して物体が主であり、灌水等の行為は、それ（物体）に比して従である（行為⇒物体）。

【1.1.1.5.4. 従属行為は四種】

さらにまた、従属行為は四種である —— 生起、獲得、変容、浄化の別により。

【1.1.1.5.4.1. 生起準備行為】

それらのうち、生起準備とは例えば、「[三] 祭火を設置すべし」というものである。祭火壇に設置されても、献供火等は、特定のマントラにより生起するので、献供火等の生起の原因である準備を生じさせるので、設置は生起「のための」準備である。

【1.1.1.5.4.2. 獲得準備行為】

獲得準備とは例えば、「自らのヴェーダを学習すべし」というものである。学習により自身のヴェーダが獲得されるので、これは獲得準備である。

【1.1.1.5.4.3. 変容準備行為】

変容とは例えば、「米を打つ」というものである。米にある脱穀状態という変容を生じさせるので、打穀行為は変容準備である。

【1.1.1.5.4.4. 浄化準備行為】

浄化とは例えば、「米に灌水する」というものである。ここで灌水は、米に付加される特性である浄化効果を生じさせるので、浄化という従属行為である。

【1.1.1.5.4.5. 独立した従属行為と、儀式の補助要素としての従属行為】

- (1) これらのうち、設置と学習とは、独立した従属行為であり、儀式の補助要素ではない。
- (2) 灌水等の全ては儀式の補助要素としての従属行為である。このように理解すべきである。

【1.1.1.5.5. 目的行為は三種】

目的行為は三種である ― 定期祭、臨時祭、願望祭の別により。

【1.1.1.5.5.1. 定期祭】

それらのうち、「生きている限りアグニホートラ献供をする」「夕暮れに献じる」「明け方に献じる」と、生きている人によって、暮れと明けとの時間に、決まって行われるべきものとして理解されるので、アグニホートラ等は定期祭である。

【1.1.1.5.5.2. 臨時祭（機因・契機に基づくもの）】

「道を作るアグニに、8かわらけの祭餅を祭る（≡取り出す）」という、新月満月祭のし忘れを契機とする「道を作る者への祭式」等は、臨時祭である。

定期祭と臨時祭とには、しないと失墜のみがある。

- (1) 為しても果報はない、と或る者達（プラバーカラ派）は言う。
- (2) いっぽう別の者達（バッタ派）は、罪がなくなるという果報がある〔と

言う].「定期祭・臨時祭のみにより罪の減を為すことで」等という文 (*Bṛhaṭṭikā* 詩節) により³⁴, 失墜の無が果報として明言されているからである. また, 「だとすると, 両者までもが願望祭ということになってしまふ. 果報を持つから」と言うべきではない. 果報への願望を前提として実行するわけでもなく, また, 個々の規定文において, 果報を望む者を提示して, 彼の為に, 果報の実現手段として規定しているわけでもないで, 願望祭たりえないからである.

【1.1.1.5.5.3. 願望祭】

願望祭は, さらに三種である — この世の果報だけを有するもの, あの世の果報を有するもの, この世とあの世の果報を有するものとである.

【1.1.1.5.5.3.1. この世の果報だけを有するもの（現世利益願望祭）】

それらのうち第一のものとは, 例えば, *Kārīṇ* 祭等である. それは, その時の〈干からびつつある穀物を生き返らすための雨〉を願う人によって為されるのであって, 後から生じる雨を願う人によって「為されるわけ」でも, 来世の雨を願う人によって「為されるわけ」でもない.

【1.1.1.5.5.3.2. あの世の果報だけを有するもの】

あの世の果報だけを有するものとは, 例えば, 天界等のための新月満月祭等である. 天界はこの世では享受されえないからである.

【1.1.1.5.5.3.3. この世とあの世との果報を有するもの】

この世とあの世に共通の果報を有するものとは, 例えば, 「繁栄を望む者は, ヴァーユ (風) への白い [山羊] を屠るべし」³⁵という繁栄等を果報とするものである. 以上は余所に詳説がある.

【1.1.1.6. ヴェーダは非世間的な内容を知らせる】

【前主張】新月満月祭等や米等という物体は知覚対象として世間的である以上, どうして, ヴェーダが非世間的 (超世間的・宗教的) 内容を知らしめることに

なろうか。

【後主張】 そうではない。

- (1) 祭祀行為〔それ自体〕は知覚対象ではあっても、それらが天界等という果報の実現手段であることは非知覚対象であるので、その果報の実現手段として、その祭祀行為が為されるべきである、というように、果報の実現手段として、祭祀行為の当為性を知らしめるので、ヴェーダは、非世間的内容を知らしめるからである。
- (2) 同様に、米等が祭式行為等の実現手段であることは知覚によっては知りえないので、それ（祭式行為等を実現する手段であること）を知らしめるヴェーダ文もまた、非世間的内容を知らしめる。したがって瑕疵はない。

【1.1.1.7. 生じさせる働き】

次に、規定文がどのように規定するかが語られる。そのうち、「天界を望む者は祭るべし」において、動詞語根√yajの後にtaという語尾があるが、それには二つの属性がある。定動詞性（「する」性）と願望法動詞語尾性（「べし」性）とである。

- (1) 両者のうち、定動詞性（「する」性）は、すべての動詞語尾（L音）に共通する。
- (2) それ（定動詞性）に限定されることで願望法動詞語尾（「する」の側面から見た「するべし」）は³⁶、人の発動という〈対象が持つ生じさせる働き〉を理解させる。

【1.1.1.7.1. 対象が持つ生じさせる働き】

そして、その〈対象が持つ生じさせる働き〉は³⁷、「何を」「何によって」「どのようにして」という三要件に限定されている。すなわち、「祭るべし」において、まず最初に、語尾によって、「生じさせるべし」というのが理解される。というのも、〈格語尾で終わるもの〉が表示した全ての行為参加者は、〈動詞語尾で終わるもの〉（動詞）の対象である行為に必ず〔従属的に〕関連していく以上、〈動詞語尾で終わるもの〉の対象が主要素となるからである。そして、そ

こ（動詞）で、語基の対象（祭る）に比して語尾（するべし）の対象が主となるので、まず最初に、語尾の対象である〈生じさせる働き〉が頭に浮かぶのが正しい。

【1.1.1.7.1.1. 何を】

それから、動詞語根「する（作る）」と同義の動詞語幹「ならせる（生じさせる）」は、行為対象を持つので、「何を生じさせるべきなのか」と行為対象が期待されると、別の語（「天界を望む者は」）によって言い表されるにもかかわらず、天界が、生じさせられるものとして連関する。生じさせられるものとして、とは、行為対象として、という意味である。実現対象として、というのと同じである。

そうであって、同じ語に言い表されるにもかかわらず、動詞語根の（祭式）が、生じさせられるものとして連関することはない。

（1）苦しいものとして祭式は、〈最も到達せんと望まれたもの〉としての行為対象たりえないから。

（2）いっぽう、天界は、喜びを本質とするので、〈最も到達せんと望まれたもの〉として、行為対象として連関可能だからである。

そして、以上から、「天界を生じさせるべし」という理解が生じる。

【1.1.1.7.1.2. 何によって】

次に、「何によって」と行為手段が期待されると、同じ語（「祭るべし」）に言い表された祭式が行為手段として連関する——「祭式によって天界を作るべし」と。

【1.1.1.7.1.3. どのようにして】

次に、「どのようにして祭式によって天界を作るべきなのか」とやり方が期待されると、「祭火再設置・打穀等から生じる既見の裨益効果と、前祭等から生じた未見の裨益効果とを伴った祭式によって天界を作るべし」と、祭火再設置・前祭等という補助要素群が、執行細目として連関する。

やり方への期待を満たすものが執行細目である。〔世間文を例に取ると〕例

えば、「お粥を望む者は調理すべし」において、「べし」により生じさせる働きが理解される。

- (1) 「何をそこで生じさせるべきなのか」と期待されると、「お粥」が生じさせられるものとして連関する。
- (2) 「何によって」と期待されると、「調理によって」と得られる。
- (3) 「どのようにして」と期待されると、「草をフーフーすることを伴った」と〔理解される〕。

そしてそうして、「草をフーフーすること等に裨益された調理行為によって、お粥を生じさせるべし」という文意が完成する。ヴェーダの場合も同様に考えるべきである。

【1.1.1.7.2. 言葉が持つ生じさせる働き】

その同じ願望法動詞語尾（するべし）が、願望法動詞語尾性（「べし」性）に限定されることで、促しと呼ばれる〈言葉が持つ生じさせる働き〉を表示する。

- (1) 世間においても、「牛を連れてこい」という師匠の文の聴取の直後に、「この師匠は私を牛の連行へと促している」と、促しと呼ばれる働きを認識してから初めて、弟子が、牛の連行へと発動する、というように、肯定的随伴（X と Y の共起）・否定的随伴（X と Y の共不起）により、促しの認識が発動原因である。

anvaya	促しの認識	⇒	発動
vyatireka	促しの認識	⇒	発動

- (2) また、促しの認識は、肯定的随伴・否定的随伴により、lin 等の聴取から生じると確定されるので、lin 等の持つ促しへの〔表示〕能力が世間において把握される。

というように、ヴェーダにおいても、同じそれ（促し）への能力を〔lin 等に〕想定するのが適切だからである。

しかし、次のような違い――

- (1) 世間の場合、牛の連行等への発動に資する促しと呼ばれる働きは、引き

起こす人（使役主体）にある意図の一種である。

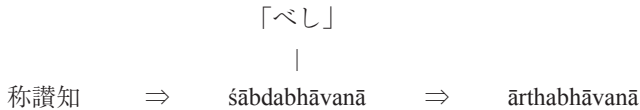
- (2) いっぽう「非人為であり無著者の」ヴェーダの場合、引き起こす人が存在しないので、それ（促しという働き）は、lin 等という言葉にあるものでしかない——が認められる。

だからこそ、言葉にある働きなので、「言葉が持つ生じさせる働き」と呼ばれるのである。祭式・献供等を対象とする発動の原因であるので、「発動させるもの」「促すもの」とも呼ばれる。

【1.1.1.7.2.1. 三要件】

以上の〈言葉の生じさせる働き〉も三要件に限定されている。

- (1) そのうち、人の発動である〈対象の生じさせる働き〉が〈生じさせられるもの〉として連関する。
- (2) 「ヴェーダ」学習により理解された lin 等が行為手段として連関する。
- (3) 意義説明「部」に説かれる称讃の認識が、執行細目として連関する。

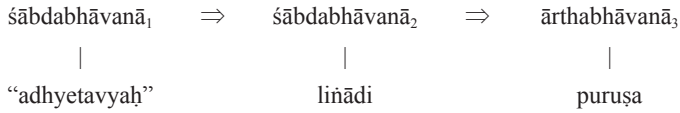


そこで、「補助学と共にヴェーダを学習し、文法学・ヴェーダ引用・語源学等を学ぶことで習熟した人達は、学習により把握（暗記）したヴェーダにある lin 等——称讃知に伴われている——により、祭式等という対象を、自らの当為として認識してから、祭式等を実行すべし」というのが、言葉の生じさせる働きの認識となる。

「実行すべし」とは「実行を為すべし」という意味である。実行とは発動のことである。（つまり「発動を作るべし」という意味となる。）それゆえ、人間の発動が〈言葉の生じさせる働きが生じさせるもの〉であることは損なわれない。

【1.1.1.7.2.2. ヴェーダ学習規定】

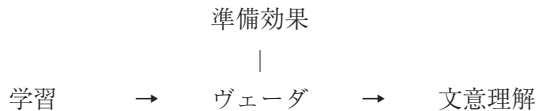
また、この〈言葉の生じさせる働き〉は、ジョーティシュトーマ祭等の個々の文においては、それ自体として理解されるが、〈為されるべきもの〉として理解されることはない³⁸。なぜなら、それら〔の文〕において〈為されるべきもの〉として理解されるのは〈対象の生じさせる働き〉だけだからである。しかし「ヴェーダを学習すべし」という文のみにおいて〈為されるべきもの〉として理解される。



また、「ここ（ヴェーダ学習規定）での規定対象は〈対象の生じさせる働き〉に他ならない」と言ってはならない。「ヴェーダを学習すべし」という文における〈対象の生じさせる働き〉がそのまま、〔他の〕一切規定文における〈言葉の生じさせる働き〉（上図 śābdabhāvanā₂）だからである。

【1.1.1.7.2.2.1. ヴェーダ学習規定文の解説】

- (1) すなわち、adhi の後にある「学習を意味する√ i」という動詞語根の後に、行為対象を意味して tavya 接辞が規定されている（adhy-e-tavya：学習されるべきもの）。
- (2) そして、行為対象たるヴェーダ（自派の伝承）が主要素である。それ（ヴェーダ）を準備する学習行為（師の読誦の後を追って読誦すること）は従属行為（準備行為）である。米を準備する灌水等と同様である。



- (3) 学習から生じた把握（暗記）という準備効果（獲得，cf. § 1.1.1.5.4.2）に限定されたヴェーダの目的が期待されると、ヴェーダにある個々の「ベ

し」等に限定された文の能力から得られる、実行に役立つ祭式等という対象の認識（文意理解）が、既見対象なので、また、個々の祭祀行為の実行を通じて天界等という超世間的な至福の実現手段となるので、目的である。祭祀行為理解なくして祭祀行為の実行はありえないからである。

- (4) そうであって、未見対象が目的ではない。既見果報がありうる場合に、未見果報を想定することはできないからである。

【1.1.1.7.2.2.2. 言葉の生じさせる働きが為されるべきものとして規定されている】

すなわち、まさしくヴェーダ〔学習〕規定により、ヴェーダ命令文中の「べし」が理解させた全ての〈言葉の生じさせる働き〉（上図 śābdabhāvanā₂）—— 三要件に限定されている —— が、為されるべきものとして規定されている。「補助学と共にヴェーダを学習することで習熟した人は、〔ヴェーダ〕学習により把握（暗記）したヴェーダにある「べし」—— 意義説明〔部〕から理解された称讃という補助要素を伴っている —— により、果報を有する祭式等の当為性を認識してから、祭式等を実行すべし」となる。「実行すべし」とは「為すべし（作るべし）」という意味である。

【1.1.1.7.2.3. 言葉の生じさせる働きの三要件】

そこ（śābdabhāvanā₂）で、

- (1) 人の発動が〈生じさせられるもの〉として連関するので、
- (2) 〔ヴェーダ〕学習により理解された「べし」が行為手段として連関するので、
- (3) 称讃の認識が執行細目として連関するので、

言葉の生じさせる働きも、三要件に限定されていることは、対象の生じさせる働きの場合と同様に認められている。

【1.1.1.7.2.4. 望まれたものの実現手段であること】

そこ（śābdabhāvanā₂）で、望まれたものである天界等が〈生じさせられるもの〉としてあることの理解も、やはり命令の力による。促し（発動させること）を主眼とする命令は、もしも祭式等が人の目的の実現手段でない場合には、そ

こに向かって人を発動させることができなくなるので、自らが生じさせる〈人の発動〉の対象である祭式等が、人の望んだ天界等の実現手段であることをもたらす。さもないと、自身が促すものであることそれ自体が失われてしまう。というのも、促すもの（促進主要因）とは、発動原因となる働きに他ならないからである。いっぽう、現在形（「する」）などの場合、促すものである命令（「べし」の対象）がないので、〈対象の生じさせる働き〉が、人の目的を生じさせられるものとして有するという決まりはない。（すなわち、スルによって生じるものが望まれたものであるという決まりはない。）

【1.1.1.7.3. 生じさせる働きの定義】

生じさせる働きとは、生じるものを引き起こすもの（生じさせるもの・使役主）の働きである。

- (1) 両者のうち、対象の生じさせる働きにおいては、生じるもの、すなわち、生起しつつある天界等を引き起こすものの働きなので、定義的特質が当てはまる。
- (2) 言葉の生じさせる働きにおいても、人の発動という生じるものを引き起こすものの働きなので、定義的特質が当てはまる。

【1.1.2. 名称】

【前主張】「ジョーティシュトーマによって天界を望む者は祭るべし」において、「祭式によって天界を生じさせるべし」と意味を説明する場合、「ジョーティシュトーマ」という語は、どのように連関するのか。（連関しようがないではないか。）

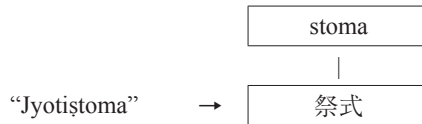
【後主張】そんなことはない。生じさせる働きの行為手段と認められている祭式の名称として連関するからである。「ジョーティシュトーマという名前の祭式によって」というように。

【前】どうして、それが名称なのか。（名称にはなりえない。）

【後】そんなことはない。「Jyotis と呼ばれる Trivṛt（三重）を始めとする stoma がここにある」（パフヴリーヒ：Jyotis という stoma を有する）との語源分析により、祭式名称となるからである。

【前】 祭式と Trivṛt を始めとする stoma との関係は、何により理解されるのか。
(理解されていないのではないか。)

【後】 そうではない。「三重、15, 17が stoma である」という別の文により、この言葉の対象 (Jyotiṣṭoma という stoma) の、それ (祭式) との関係が理解されるからである。

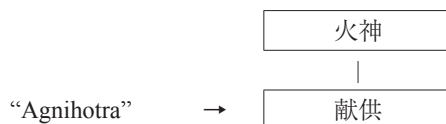


同様に、教示書 (JS) に説かれた〈それを明示するもの〉等という根拠により、それぞれが名称となると理解すべきである。というのも、教示書 (JS) における、(1) それを明示するもの、(2) それの比喩、(3) 語源分析語、(4) 文分裂の四つにより、名称となることが説明されたからである。

【1.1.2.1. それを明示するもの】

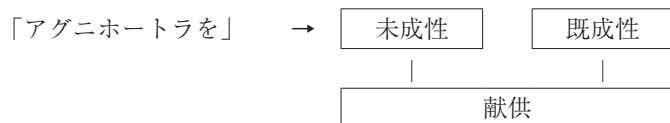
すなわち、「アグニホートラを献じる (アグニホートラ献供をする)」では、アグニホートラという言葉により、アグニ神格という従属要素が規定されている (新たに知らしめられている) わけではない。(すなわち「アグニへの献供を献じる」という意味ではない。)[『アグニは輝き、輝きはアグニ、スヴァーハー』と「唱えて」暮れに献じる] という文に規定されたマントラにより、神格は既に既出 (既知) だからである。

そうではなく、アグニを明示する別の教示である「アグニは輝き、輝きはアグニ」等により既出となった〈アグニとの関係〉を基にして、「アグニへのホートラ、つまり献供が、ここにある」と、バフヴリーヒにより、「アグニ・ホートラ」という語は、献供の名称となる。



また、「献供は、語尾により表示される〈対象の生じさせる働き〉において行為手段なので、それ（行為手段）の名称だとすると、[第二格ではなく]『アグニホートラによって』と第三格になるはずである、『ジョーティシュトーマによって』と同様に」と言うてはならない。

- (1) 第二格それ自体が、間接表示により、行為手段を意味するからである（第二格→行為対象→行為手段）。「未成のものは行為手段とならない」という原則により、未成のものは行為手段たりえないからである。
- (2) あるいは、献供にある〈これから実現されるべきもの〉の側面（未成性）—— 意味上既出 —— に再言するものとして、[行為対象を意味する] 第二格は説明可能だからである。



したがって、「それを明示するもの」の原則により、これは、名称となる。

【1.1.2.2. それによる語り（比喩）】

同様に、「シェーナにより呪う者は祭るべし」において、「シェーナ」（「鷹」）という語は祭式の名称であって、祭式の補助要素として、鳥である鷹という従属要素を規定しているわけではない。「実に鷹が舞い降りて捕まえるのと全く同様に、この〔祭式〕は、敵対する敵を、舞い降りて捕まえる、シェーナにより呪う相手を」と、ソースとターゲットの語り（vyapadeśa）³⁹が当てはまらなくなってしまうからである。鳥である鷹が、ちょうど、別の鳥を舞い降りて捕まえるように、「シェーナ」というこの祭祀行為の一種も、敵対する敵を舞い降りて捕まえるという語り（vyapadeśa）は、祭祀行為の名称とする立場においてのみ当てはまる。

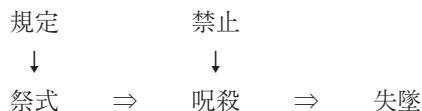
いっぽう、祭式の補助要素として鳥である鷹を規定する〔と考える〕場合には、[鷹]それ自身が[鷹]それ自身とソース（喩えるもの）とターゲット（喩えられるもの）の関係にあることになってしまう。

	ソース	ターゲット
名称説	鷹	祭式
補助要素説	鷹	鷹

しかし、それは不適切である。それゆえ、鷹との相同性による語り (vyapadeśa) によって、「シェーナ」という語は、祭祀行為の名称である。そしてそれゆえ、「呪おうとする者、つまり、敵を殺そうと望む者は、シェーナという名前の祭式により、呪殺を生じさせるべし」という文意となる。

【前】 そうだとしても、呪殺までもがヴェーダに説かれたことになるので、呪殺に関する祭祀行為にも正統派の者達が発動することになってしまう。

【後】 そうではない。呪殺はヴェーダに述べられ (言及され) てはいるが、ヴェーダに規定 (命令) されているわけではない。結果 (果報) だからである。「果報は規定対象ではない。そうではなく、果報を目指して、その実現手段として祭祀行為が規定される」というのが定説だからである。これゆえ、呪殺 (生類殺害の一種) は非規定対象 (禁止対象) なので、失墜 [という不利益] を生み出す⁴⁰。



【1.1.2.3. 語源分析語】

同様に、「家畜 (雌牛) を望む者は Udbhid により祭るべし」において、家畜という果報のために規定されんとしている祭式の名称が、Udbhid という語であって、何らかの仕方で既出の祭式を目指して、その補助要素として udbhid なる従属要素を規定しているわけではない。というのも、ヨーグルト等と違って、udbhid なる従属要素は未周知だからである。いっぽう祭式を指す場合には、「果報がこれにより芽吹く」と語源分析が可能なので、祭式の名称である。

【1.1.2.3.1. 従属要素規定ではない】

【前】「大地がこれにより掘られる」という語源分析により、掘る道具（鋤）等を意味しても Udbhid を用いることは可能なので、鋤等という従属要素の規定とすればよいのではないか。

【後】そうではない。今のような場合、従属要素規定だと決して言うことはできない。三組の矛盾ペアの同居という瑕疵となってしまうから。

【1.1.2.3.2. 矛盾する三項目の対】

すなわち、「家畜を望む者は udbhid により祭るべし」において、他の認識手段により未出の祭式に再言することはできないので、家畜を行為対象とする生じさせる働きにおける行為手段として祭式が規定されている——「祭式により家畜を生じさせるべし」と。

(1) そしてそうすると、祭式が規定対象となる。

(2) 果報に対して附属要素として理解されるので従属要素である。「附属要素として」というのは「補助要素として」という意味である。

(3) 果報の成立のために人により実行されるものなので受用対象である。

このように、祭式には、規定対象性・従属要素性・受用対象性という一方の三項目①がある。

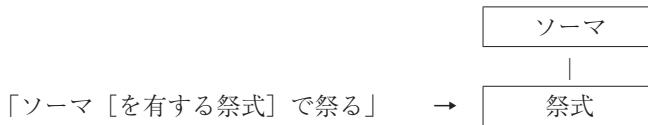
同様に、祭式を目指して udbhid（鋤）という従属要素を規定する場合には、規定されんとしている従属要素と比べて、祭式には、主要素性・目指される対象性・再言対象性という他方の三項目②がある。

鋤	
②	anuvādyā, pradhāna, uddeśya
祭式	
①	vidheya, guṇa, upādeya
家畜	

それゆえ、相互に矛盾する三項目の対が、同一の祭式にあることになってしまう。これゆえ従属要素規定ではない。

【1.1.2.3.3. matUP の意味を間接表示】

また、『『ソーマによって祭る』において、矛盾する三項目なしに、『ソーマ』という言葉は、ソーマを有する祭式を間接表示する（「ソーマ」→ソーマ→ソーマを有する祭式）と認めることで、『ソーマを有する祭式によって望まれたものを生じさせるべし』と、ソーマに限定された祭式を規定するので、[意味上]ソーマという従属要素の規定となるのと同様に、udbhid という語も、matUP の意味を間接表示することで、udbhid に限定された祭式を規定するので、ここで、[意味上] udbhid（鋤）という従属要素の規定となりうる」と言うてはならない。



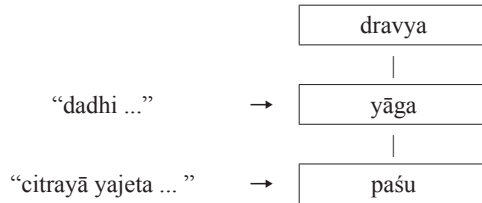
- (1) ソーマ等の場合は、ほかに仕方がないので、matUP の意味の間接表示によって、限定されたものの規定だと認めているからである。
- (2) Udbhid 等の場合は、名称として解決可能なので、限定されたものの規定と認めることはできないからである。

それゆえ、語源派生により Udbhid 等は名称となる。

【1.1.2.4. 文分裂】

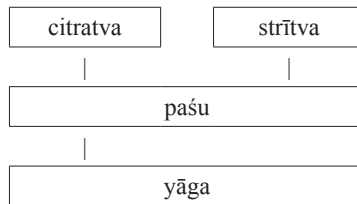
同様に、「家畜を望む者は、Citrā により祭るべし」（例文①）で、Citrā という語は、プラジャーパティ（造物主）への〔祭式〕の名称である。「ヨーグルト、蜂蜜、ギー、水、穀類、玄米。それらのミックスがプラジャーパティへの〔供物〕である」（例文②）と、[dadhi 以下の六語と、prājāpatyam が] 同一の指示対象を有することから、ヨーグルト以下6つの供物のプラジャーパティ神格との関係が〔直接に〕明言された（供物と神格との関係の規定）。それ（明言された関係）から推論された祭式が〔例文②で〕規定されている。〔例文②で〕規定済みの祭式の果報が期待されると、「Citrā で祭るべし」という文が、果報との関係を規定する（新たに知らせる）。そこで、果報を目的とするものとし

て〔祭式の〕再度の規定（「祭るべし」）がある。したがって、プラジャーパティへのその祭式が、ヨーグルト以下の様々な（vicitra）供物を有するので、Citrā という語は、祭祀行為の名称である。



【1.1.2.4.1. 複数の従属要素の規定】

そうであって、「アグニとソーマへの家畜を屠るべし」（例文③）という文により既出の犠牲獣祭に、「祭るべし」（②）と再言してから，「〔多彩な雌で〕（citrayā）と」多彩性・女性性という従属要素二つを規定しているわけではない。別の認識根拠で既出の祭祀行為を目指して，そこに複数の従属要素を規定する場合には，文が分裂するからである。

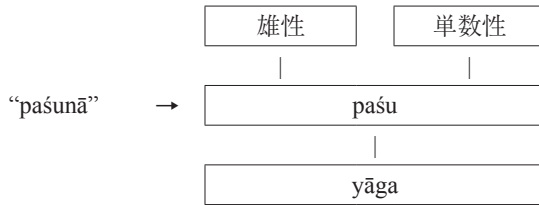


そのことが〔クマーリラにより TV ad 2.2.6で〕言われている — 「祭祀行為が既出の場合，複数の従属要素を規定することはできない」と。

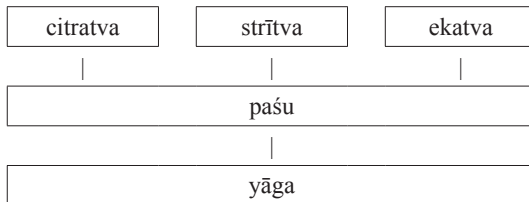
いっぽう祭祀行為が別の認識根拠により未出の場合には，複数のもの，すなわち，神格・8かわらけの祭餅・新月日・満月日等という複数の従属要素に限定された，供物と神格との関係により推論された祭式が規定されている，というのが定説である（§ 1.1.1.1.7.3.2参照）。そのことが〔クマーリラにより TV ad 2.2.6で〕言われている — 「いっぽう〔祭祀行為が〕未出の場合には，〔従属要素は〕複数でも，一つの努力で規定される」と。

【1.1.2.4.2. 受用対象にある単数性は表示意図されている】

【前】⁴¹ ちょうど、「家畜によって祭るべし」の場合、別の認識根拠で既出の祭式を目指して、その補助要素として「家畜によって」（＝「一頭の雄山羊によって」）というように、同一の語に表示された三つ ― 家畜という供物・そこにある性・数 ― が、文分裂なしに規定されると認められている。



それと同様に、今の場合も、同一語に表示された多彩性・女性性に限定された家畜という供物という行為参加者を規定するので、文分裂とはならない。同じ理由で、そこで規定される家畜は受用対象なので、そこにある単数性は祭式の補助要素として表示意図されているので、一頭だけの家畜（多彩な雌山羊一頭）により祭らないといけない。

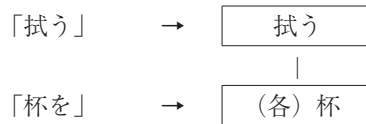


【1.1.2.4.3. 目指されるものの単数性は表示意図されていない】⁴²

【問】「[ソーマを掬うための] グラハ杯を拭う」の場合、目指されるものがあるので、単数性は表示意図されていない、というのが定説だと説かれているのは、どうしてか。

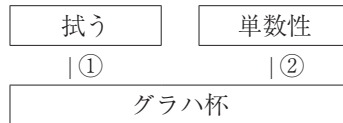
【前】「グラハ杯を拭う」の「グラハ杯を」という第二格により、グラハ杯は、最も到達せんと望まれたものとして、目指されているものであり、かつ、目的

を有するものなので、主要素と理解される。いっぽう、拭う行為はグラハ杯に対して従属要素である。「主要素毎に従属要素は繰り返される」という原則により、「グラハ杯のある限り、それらすべてに拭うという行為がある」という確定知がある以上、「いくつのグラハ杯を拭わねばならないのか」を知らんとする欲求がないので、目指されるものにある単数性というのは、明言されていても、表示意図されていないのである⁴³。



【問】これ（単数性）は目指されるものに〔付随的に〕あるのではなく、それ自身、規定対象である。「グラハ杯を拭う」＝「Xを拭うべし（①）、そして、一個のXを（②）」というように

【前】と、もし、言われるならば、その場合には、規定対象が分かれるので、文分裂となってしまう。



同様に、知らんとする欲求がないので、また、規定されえないので、目指されるものにある数は表示意図されていない。

【1.1.2.4.4. 目指されるものにあっても一部は表示意図されている】

【前】いっぽう、目指されるものにあっても一部の限定要素は表示意図されている。その限定要素が表示意図されていないと、目指されるもの〔そのもの〕の理解が完了しないときには、例えば、同じそこで、〔グラハ杯にある〕グラハ杯性は表示意図されている。その表示意図なしには、目指されるものそのものが認識不可能となるからである。それゆえ、〔拭うという行為は〕グラハ

杯性を持つものを実現手段とするソーマ祭の新得力を目的としているので、[グラハ杯性を持たない] チャマサ杯には拭う行為はないと定まっている。

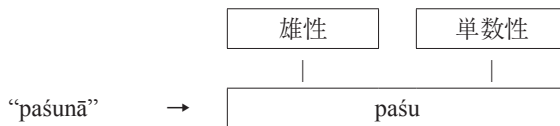


【1.1.2.4.5. 規定対象にある単数性は表示意図されている】

【前】 いっぽう、「家畜で祭るべし」の場合、祭式に対して家畜は規定対象なので、従属要素である。従属要素毎に主要素が繰り返される、ということはないので、「何頭の家畜により祭式を為さねばならないのか」と期待されると、単数形により理解されるので、規定対象の単数性は表示意図されている。知らんと欲されているからである。

【1.1.2.4.6. 同一語に表示されている】

【前】 しかも、性・数に特徴づけられた家畜物体という行為参与者で、同一語に表示されたものが規定対象なので、規定対象である家畜を通じて、そこにある性・数等も、行為の補助要素となる以上、単数性は表示意図されている。

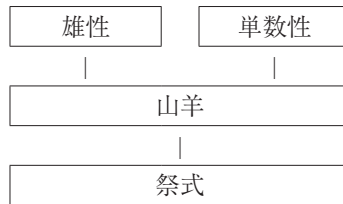


【1.1.2.4.7. 一歳赤雌牛の原則】⁴⁴

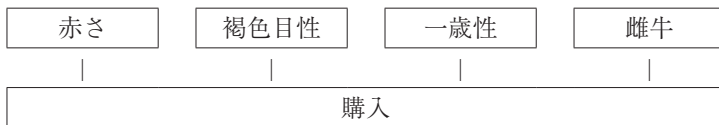
【前】 あるいは、第三格語尾に表示された性・数は、語尾の表示対象として、行為手段という行為参与者の能力それ自体とされているので、名詞語幹の対象である家畜という物体との関係を考慮することなく、それ（家畜）と同様に、直接に行為（祭式）の補助要素として〔明言により〕規定されてから、



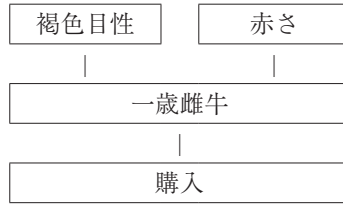
その後で、一歳赤雌牛の原則により、相互に〔意味上〕連関する —— 「祭式の補助要素として規定された家畜（山羊）、それは単数で雄である」と。



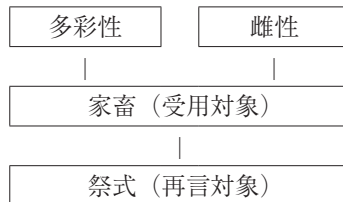
ちょうど、「赤色（曙色）で、褐色目の、一歳の、雌牛で、ソーマを、購入する」において、諸行為参加者は、行為〔のみ〕と連関するという決まりがあるので、行為手段語尾によって、赤さ・褐色目性等の四つ（＋一歳性・雌牛）は、相互に連関することのないまま、ソーマ購入の補助要素として連関した後に、



赤さ等という無形体の性質が、それ自身で行為の実現手段となることはありえないので、行為の実現手段である一歳雌牛を限定することで、後から〔意味上〕、相互の踵連関がある —— 「一歳雌牛、それは、褐色目をしていて、赤色である」と。それと同様である⁴⁵。



それゆえ、このように、目指されるものにある限定要素は表示意図されておらず、受用対象にある〔限定要素〕は表示意図されていると定まった。また同様に、「チトラー」という語によって、多彩性・雌性という両者に限定された家畜という行為参加者を、「祭るべし」という語によって再言された、アグニとソーマへの犠牲獣祭に対して規定しうる（「祭るのは、多彩な雌山羊によってである」）ので、どうして、名称であろうか。



【1.1.2.4.8. 従属要素規定ではない】

【後】 そうではない。

- (1) そうだとすると、〔主題とされた〕当該文脈中の〈プラジャーパティへの祭式〉という、果報との関係への期待を有するものが捨てられてしまう。
- (2) そして、当該文脈にない〈アグニとソーマへの祭式〉が想定されることになってしまう。

その二つは不適切である。それゆえ、「チトラー」という語は、祭祀行為の名称（祭名）である。

同様に、〈それを明示するもの〉等のいずれかにより祭名となると、全てのケースについて類推を働かすべきである。

【1.1.3. 意義説明】⁴⁶

いっぽう、意義説明は、それ自身の意味を主眼とすると無目的となるので、[ヴェーダ] 学習規定により、果報を持つ対象（＝祭祀行為）の認識を目的とすることが必ず定まっているので、規定対象の称讃（称讃されるべきものであること）を理解させることを通じて、規定[文]と一文となることで認識根拠となる。それは四種である——非難・称讃・他者の事跡・故事（言い伝え）の別により。

【1.1.3.1. 非難】

それらのうち、非難という意義説明は、例えば、「Chandoma（12日間のサットラ祭の8, 9, 10日目の祭式）を持たないものはサットラ祭ではない」「なぜなら銀は涙から生じたから。敷草に[銀を]与える者の家では、一年の[過ぎる]前、[家人達が]泣く」⁴⁷等である。

【1.1.3.2. 称讃】

称讃は例えば、「このように知る者の顔は輝く」⁴⁸「ヴァーユ（風）は実に最も速い神格である。他ならぬヴァーユに自らの分け前で駆け寄る（頼る）者を、彼（ヴァーユ）は、繁栄に赴かせる」⁴⁹等である。

【1.1.3.3. 他者の事跡】

他者である偉大な人物がこれこれという行為を為したと理解させる意義説明が他者の事跡である。例えば「実にアグニは望んだ」等である。

【1.1.3.4. 故事（言い伝え）】

他者を話者とする内容等を理解させるのが故事である。例えば、「彼を呪った——『認識毎に、君を彼らが殺すように』」等である。

【1.1.3.5. 規定との一文性】

- (1) それらのうち、非難という意義説明は、規定対象でないもの（禁止対象）を非難することを通して、規定対象を称讃することを主眼とする。「涙

から生じる」以下の銀の批判を通じて、規定対象である〈銀の贈与の禁止〉の称讃を主眼とすることに矛盾はないからである。

- (2) 他の三例は、直接に称讃を主眼とするものに他ならない。「実にヴァーユは」という意義説明は、「ヴァーユは、素早く行くので、非常に称讃に値する神格である。だから、それを神格とする祭祀行為は称讃に値する」と、規定対象である神格が称讃に値することを理解させることを通じて、規定〔文〕と一文となる。
- (3) 「実にアグニは欲した」という〔意義説明〕は、「アグニを神格とする祭祀は昔、アグニによって為されたので称讃に値する。正統派なので、今も、他の祭主達によって必ず為されるべきである」と、規定対象である祭祀行為が称讃に値すること〔を理解させること〕を通じて、規定と一文となる。他の場合も同様に類推すべきである。

【1.1.3.6. 別の仕事】

或る場合には、〔意義説明には〕別の仕事（効果・働き）もある。例えば、「塗られた小石を置く」という規定において、「塗られた」という語によって、〔塗る〕液体一般が理解される。そして、その物体が何かと疑惑があると、「実にギーは光である」という意義説明に基いて、ギーだと確定される。したがって、「実にギーは光である」という意義説明は、疑惑対象を解決するもの（結論づけるもの）として認識根拠となる。

【1.1.4. マントラ】

【1.1.4.1. 果報を有する対象の認識を目的とする】

諸マントラも、〔自派伝承ヴェーダ〕学習規定により、〔自派伝承〕ヴェーダ全体が、果報を有する対象の認識を目的とするので、やはり、果報を有する対象の認識を目的とするのであって、未見対象を目的とするわけではない。既見対象が可能な場合に、未見対象の想定はありえないからである。執行時には祭祀行為の認識なしに祭祀行為の実行はありえないので、祭祀行為に資する対象認識がマントラにより作られる。

【1.1.4.2. 制限による未見対象】⁵⁰

また、「[マントラによって祭祀行為の諸要素を思い起こさずとも] 教えてくれる人の発言等によっても対象の想起は可能なので、実行は説明が付く」と言うてはならない。マントラのみにより対象を想起してから実行する場合に果報が生じるのであって、それ以外では「果報が生じ」ない、という制限を認めているからである。なぜなら制限による未見対象を認めているからである。それ（制限）がないとすると、それ（制限）から生じる未見対象がないことになり、そうすると、それ（未見対象）に基づく果報が成立しなくなると想定されるからである。

【1.1.4.3. 配属はない】

【前】だとすると、マントラは自らが明らかにする対象に配属されることになる。配属されるとは、附属要素として連関していくことである。附属要素とは補助要素のことである。そしてそうすると、「この手綱を彼らは掴んだ」というマントラには、手綱を掴むことを明らかにする能力があるので、手綱掴みの明示能力という徴証（linga）のみにより、手綱掴みの補助要素であることが当てはまるので、「『この手綱を彼らは掴んだ』と馬の手綱を彼は取る」という言明は何のためにあるのか。（「馬の手綱を彼は取る」という規定文は無駄である。）

【後】そうではない。除外を目的とするので、火壇構築祭の文脈（章）には、馬の手綱を掴むことと、ロバの手綱を掴むことという二つがある。その場合、徴証によって馬の手綱に対してマントラが既出となると説かれるならば、徴証に違いがないので、ロバの手綱に対してもマントラが既出となってしまう。だから、「馬の手綱に対してのみマントラは為されるべきであって、ロバの手綱に対してではない」と、マントラが無くなるという除外のために、この規定がある（cf. MP § 1.1.1.2.3）。

【1.1.4.4. 除外には三つの瑕疵がある】⁵¹

そして、その除外は三つの瑕疵を持つ。自意放棄、他意受容、既出事項の押し退けである。

(1) その「三つの」うち、「馬の手綱を彼は取る」という文にとって、「この

マントラにより馬の手綱を取ることを為すべし」というのが自意である。
しかしそれが捨てられてしまう。

(2) ロバの手綱からマントラが無くなるのが他意である。しかしそれが受け入れられてしまう。

(3) また、ロバの手綱に対しても徴証に基いて既出となったはずのマントラが、これ（規定言明）により押し退けられてしまう。

このように三つの瑕疵を有する除外は、[他に] 方途がないので[仕方なく] 承認されている。他に方途があるなら、それ（除外）は不適切である。

【1.1.4.5. 任意選択には8つの瑕疵がある】⁵²

同様に、八つの瑕疵に侵された任意選択も、[他に] 方途がない場合に[のみ] 認められている。

【1.1.4.5.1. 米と大麦との任意選択】

例えば、アグニへの8かわらけの準備された祭餅は、祭式の補助要素として理解されているが、そこで、餅の一種である祭餅の材料となる物体への期待があると、制限なく何でもいいから何らかの物体、との帰結が導かれたのに対して、

(1) 「米で祭るべし」という文により米[のみ]と限られている。

(2) 同様に「大麦で祭るべし」という文により大麦についても[それだけと]限られている。

両者は同一目的を有するので任意選択される。

【1.1.4.5.2. ショーダシン杯を汲むか汲まないかの任意選択】

(1) 同様に、「アティラートラ（徹夜）[ソーマ祭]では、ショーダシン杯（16部分よりなるストーマを持つソーマ祭式用の杯）を汲む」と、ショーダシンを汲むことが規定されている。

(2) かつ、「アティラートラでは、ショーダシン杯を汲まない」という禁止により、汲まないことが規定されている。

汲むこと・汲まないことの両者は、相互に矛盾しており、同一の執行において

執行不可能なので、或る執行においては汲むことを実行するが、別の執行においては、それ（汲むこと）の無の実行がある、というように、その場合も、任意選択がある。

【1.1.4.5.3. 任意選択における八つの瑕疵】

そして、それ（任意選択）は、八つの瑕疵に侵されている。

- (1) すなわち、最初に米が執行された時、大麦の教示について、自意を実行させることという権威性（認識根拠性・正しさ）が捨てられる。
- (2) 実行させるものではないことという非権威性が受け入れられる。
- (3) それから第二の執行時に大麦を実行すると、以前に捨てた権威性が受容される。
- (4) また、受容した非権威性を捨てることになる。

このように大麦の教示には四つの瑕疵がある⁵³。

- (5) 同様に、最初に大麦が執行された時、米の教示について、自意を実行させることという権威性（認識根拠性・正しさ）が捨てられる。
- (6) 実行させるものではないことという非権威性が受け入れられる。
- (7) さらに第二の執行時に米を実行すると、米教示について、以前に捨てた権威性が受容される。
- (8) また、受容した非権威性を捨てることになる。

このように米教示には四つの瑕疵がある⁵⁴。

このように、任意選択は八つの瑕疵に侵されている。

【1.1.4.5.4. 同一目的を有するので】

そして、その任意選択は、或る場合には、同一目的を有することに基いてある、すなわち、同一の仕事を為すことに基いてある、という意味である。例えば、米と大麦は、それぞれが祭餅を作り出しうるので、任意選択される。

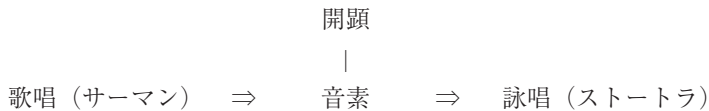
【1.1.4.5.5. 言明に基いて】

或る場合には、[対象が客観的に持つ能力ではなく] 言明に基いて [任意選択される]。

- (1) 例えば、「Br̥hat が Pr̥ṣṭha である」と、Br̥hat サーマンによって実現されるものとして、Pr̥ṣṭha という名前のストートラが規定されている。
- (2) 「Rathantara が Pr̥ṣṭha である」と、Rathantara サーマンによって実現されるものとして Pr̥ṣṭha である別のストートラが規定されている。

【1.1.4.5.5.1. ストートラ・シャストラ・サーマン・ストーマの違い】

- (1) また、ストートラ（詠唱）とは、前祭等と同様、新得力を目的とするので、〔従属行為ではなく〕目的行為である。いっぽう、サーマン（旋律の抑揚・歌唱）は、準備行為なので、従属行為である。なぜなら、ストートラの実現手段となった〈ストートラの諸音素〉の開頭という準備効果を通じて、サーマンは、ストートラの実現手段と認められているからである。



歌われたマントラによって実現される、インドラ等の美徳主の美徳を述べること、それがストートラ（詠唱）である。歌われたマントラによって実現される、サーマン（旋律の抑揚）によって開頭された讃歌の音素によって実現されるもの、という意味である。

- (2) 歌われてないマントラによって実現される、美徳主にある美徳を述べることがシャストラ（朗誦）である。
- (3) 歌う行為の一種がサーマンである。
- (4) ストートラの実現手段となった讃歌が〈ストートラ用のもの〉である。それ（ストートラ用讃歌）の9（三重）、15等の特定の数がストーマである。

以上が、これらの違いである

【1.1.4.5.5.2. Br̥hat と Rathantara との任意選択】

そして、そうすると、Br̥hat という Pr̥ṣṭha と、Rathantara という Pr̥ṣṭha とは、

異なる新得力を目的とする以上、同一目的を有するわけではないが、「あるいは Br̥hat を Pr̥ṣṭha とすべし」「あるいは Rathantara を Pr̥ṣṭha とすべし」という言明だけに基いて、任意選択される。

【1.1.4.5.6. 分け立てられた任意選択】

或る場合には、分け立てられた任意選択がある。二番目以降の前祭等の祭祀行為において、Narāsaṃsa マントラと Tanūnapāt マントラとは、同一目的を有するので、任意選択される。そして、それ（任意選択）は、「王族とヴァシシュタ等にとっては [Narāsaṃsa が] 第二の前祭 [のマントラ] である。他の者達にとっては Tanūnapāt が。」⁵⁵ という文に基いて分け立てられているので、分け立てられた任意選択となる。

【1.1.5. ヴェーダが認識根拠であることの考察のまとめ】

それゆえ、以上のように、

- (1) 教令を同義語とする諸々の規定文は、三要件に限定された生じさせる働きを規定するので認識根拠である。
- (2) Udbhid 等は名称として、
- (3) 意義説明は、規定対象の称讃を主眼とするものとして、
- (4) マントラは、実行対象を想起させるものとして、認識根拠である。

というわけで、ヴェーダ全体が、超世間的なダルマ・アダルマと呼ばれる対象の認識根拠であることが定まった。

【1.2. スムリティ】

- (1) マヌ等が著したスムリティも、ヴェーダに基づくことで、アシュタカー等のダルマの認識根拠である。
- (2) 「ウドゥンバラ製の [祭柱] 全体が覆われねばならない」というスムリティは非認識根拠である。「ウドゥンバラ製の [祭柱] に触れてから歌うべし」という眼前のシュルティ (pratyakṣaśruti) ⁵⁶ と矛盾しているので、というのも、全てを覆うと、シュルティにより説かれた接触を行うことができないからである。

- (3) 「ヴァイサルジャナ献供の衣をアドヴァリユは取る」等のスムリティも認識根拠ではない。シュルティの意味と矛盾しないが、貪欲に基づくからである。

【1.3. 識者の行い（良俗）】

- (1) 同様に、識者の行いも、スムリティを通じて、シュルティに基づくので、認識根拠である。
- (2) いっぽう、母方の姉妹の娘を娶ること等という識者の行いは、認識根拠ではない。「母方の姉妹の娘を娶ると」等のスムリティにより禁止されているので、スムリティと矛盾しているからである。

【1.4. まとめ】

さて、以上で、シュルティ・スムリティ・良俗が、ダルマ・アダルマの認識根拠であることを述べ終えた。

【2. 祭祀行為の区別の判断基準】

また、そのダルマは、相互に異なる。区別の判断根拠となるのは、別の言葉等である。

【2.1. 別の言葉】

すなわち、祭式・贈与・献供は、 $\sqrt{\text{yaj}}$ ・ $\sqrt{\text{dā}}$ ・ $\sqrt{\text{hu}}$ を同義語とする〔それぞれの〕言葉から理解させられるので、〈別の言葉〉により区別される。自身の所有権の消滅を先として、他者に所有権をもたすことが贈与である。

“yajati”	→	yāga
“dadāti”	→	dāna
“juhoti”	→	homa

【2.2. 繰り返し】

「Samidh に祭る」以下の五つの文のうち⁵⁷、一つが祭祀行為の規定者で、残り

はその祭祀行為に従属要素（神格）を規定しているとする、ここで「その一つを」特定する決め手がないので、いずれ「の文」も、全て（祭祀行為＋神格）を規定していることになる。すると、規定済みの祭祀行為を更に規定するのが無駄となる。したがって、再規定の能力により、前の文で規定された祭祀行為と比べて、後の文で規定された祭祀行為が別であることが成立する。このような場合、違いのない再明言である〈√ yaj という語の繰り返し〉に基いて、祭祀行為の区別がある。

“yajati”	→	yāga ₁
“yajati”	→	yāga ₂
“yajati”	→	yāga ₃

【2.3. 数】

「三つの献供を献じる」において、√ hu という語の繰り返しがなくとも、「献じる」の対象である献供に3性という数が連関しているので、相互に異なる3つの献供がある。このように、数により、ここでは、祭祀行為の区別がある。

【2.4. 名称】

「次にこれは、⁽¹⁾ジョーティス（輝き）。次にこれは、⁽²⁾ヴィシユヴァジョーティス（一切の輝きを持つもの）。次にこれは、⁽³⁾サルヴァジョーティス（全ての輝きを持つもの）。千〔頭の雌牛〕を報酬とするこれで祭るべし」と、ジョーティシュトーマの文脈（章）で明言されてはいるが、ジョーティスの呼称を持つ三つの祭式は、ジョーティシュトーマの名称と比べて、それとは別個に名称が付けられているので、ジョーティシュトーマとは別である。異なる名称のみによって、三つは相互に別である。というように、名称により祭祀行為の区別がある。

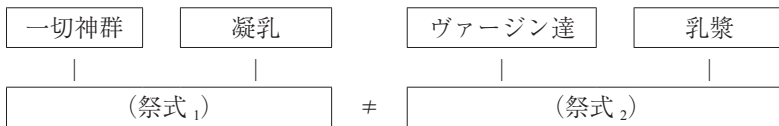
“jyotis”	→	yāga ₁
“viśvajyotis”	→	yāga ₂
“sarvajyotis”	→	yāga ₃

【2.5. 従属要素】

同様に、「熱したミルクに、ヨーグルトを注ぎ込む。それが、一切神群への凝乳（アーミクシャー）であり、ヴァージン達のための乳漿（ヴァージナ）である。」において、

- (1) 「一切神群への」という文では、〈一切神群という神格〉と〈凝乳という供物〉との関係から推論された祭式が規定されている。
- (2) 「ヴァージン達のための乳漿」でも、ヴァージン達を神格とし、乳漿を供物とする、別の祭祀行為が規定されている。

そうであって、先に規定された一切神群への祭式に、供物としての乳漿という従属要素が規定されているわけではない。先の祭式は、凝乳という従属要素に閉じ込められているので、そこに乳漿が入り込むことはできないからである。



また、米と大麦のように任意選択されることはない。乳漿と凝乳とは等しく（同じレベルで）教示されていないから、対等ではなく（異なるレベルで）教示された両項は任意選択されえないからである。

- (1) 一切神群への祭式の発生文そのものにおいて、凝乳という従属要素は教示されているので、発生中に教示されている（*utpatti-śiṣṭa*）。「教示されている」とは、「規定されている」という意味である。
- (2) 一切神群への〔祭式〕の文に基いて発生済みとなった祭祀行為に対して、別の文により教示され規定された乳漿という従属要素は、発生済みのものに対して教示されている（*utpanna-śiṣṭa*）。

なぜなら、両者のうち、発生中に教示されたもののほうが強力だからである。なぜなら、祭祀行為が発生するまさにその時に、祭祀行為の従属要素として既出となるからである。[いっぽう] 発生済みのものに対して教示された乳漿という従属要素は、直後に認識されているとはいえ、遅れているがゆえに弱力なので、それに先行する祭祀行為に入り得ず、ヴァージン達という別の神格との

関係に基いて、自らの文を、別の祭祀行為を規定するものとして理解させる。とこのように、従属要素により区別がある。そこで、固まったミルクが凝乳であり、残りの水が乳漿である。

【2.6. 別の文脈】

同様に、〈瓶から飲む者達の進行〉[という祭式の文脈]で聞かれている——「Upasad 祭⁵⁸を行ってから、一カ月間、アグニホートラ₂を献じる」と。ここで、先行する祭祀行為は何も登場してはない。新しい祭祀行為の登場を本質とする〈別の文脈〉により、周知のアグニホートラ₁の要素を持つ、同じ名を持つ別の祭祀行為₂が規定されているのであって、「アグニホートラ」という言葉により、周知のアグニホートラに再言してから従属要素が規定されているわけではない。なぜなら、既出の祭祀行為に対して、直後性・一か月という複数の従属要素を規定する場合には、文が分裂してしまうからである。とこのように、別の文脈により、この場合は、祭祀行為の区別がある。周知のアグニホートラとは、必ずしなければならないアグニホートラ、つまり、定期祭としてのアグニホートラのことである。

【2.7. まとめ】

さて、以上で、⁽¹⁾別の言葉・⁽²⁾繰り返し・⁽³⁾数・⁽⁴⁾名称・⁽⁵⁾従属要素・⁽⁶⁾別の文脈による祭祀行為の区別が、示された。

【3. 引き起こすもの】

【3.1. ヴェーダ等から知られる対象は三種】

そこで、ヴェーダ等から知られる対象は三種である——⁽¹⁾儀式のためのもの、⁽²⁾人のためのもの、⁽³⁾両方のためのものとである。

- (1) そのうち、前祭等は、儀式のためだけのものである。
- (2) 果報、および、それ（果報）の手段は、人のためのものである。例えば、ジョーティシュトーマ祭等や、天界である。
- (3) いっぽう、ヨーグルト等は二つを兼ねる。「ヨーグルトで献じるべし」という果報と結び付いてない文によって「規定されているので、ヨーグル

トは] 儀式のためのものだからであり, [いっぽう], 「インドラ的な力 (精力) を望む者は, ヨーグルトにより献じるべし」というこれによつては, 果報のために [ヨーグルトが] 規定されているので, 人のためのものだからである. それゆえ, 「いっぽう一者が二つを兼ねる場合には, 結合の別異性がある」と [JS 4.3.(33).3で] 説かれた⁵⁹. 結合とは文のことであり, その別異性とは区別のことである. 一つのものが二つを目的とする場合には, [文の区別が, どちらであるかを] 特定化する要因となる, という意味である.

【3.2. 引き起こすもの】

- (1) 儀式のためにある前祭等に対しては, 儀式が引き起こすものである.
- (2) 人のためのものに対しては, 果報が引き起こすものである.

引き起こすものとは, 実行させるものという意味である.

【3.3. 引き起こすものの説明】

XのためにYを規定が実行させる場合に, そのXがYを引き起こすものである.

- (1) 新月祭等の規定は, 天界のために新月祭等を実行させるので, 天界等は, 新月祭等を引き起こすものである.
- (2) 前祭等の規定は前祭を新月祭等のために実行させるので, 新月祭等は前祭を引き起こすものである.
- (3) ヨーグルト注入の規定は, ヨーグルト注入を, 凝乳のために実行させるのであって, 乳漿のためではない. 凝乳のためにヨーグルト注入を実行すると, 乳漿が勝手に出来上がるからである. ゆえに, 凝乳だけがヨーグルト注入を引き起こすものであって, 乳漿ではない.
- (4) 「祭餅のかわらけで, もみ殻をふりかける」と, もみ殻のふりかけの補助要素として, 祭餅のかわらけが規定されているが, もみ殻のふりかけは, かわらけを引き起こすものではない (かわらけ⇒もみ殻のふりかけ) — というのも, 祭餅のために受用されたものに他ならないかわらけによって, もみ殻のふりかけが成立するからである. そうではなく, 祭餅

だけがかわらけを引き起こすものである（かわらけ⇒祭餅）．などと類推すべきである．

【4. 順序の判断基準】

【前】 規定により補助要素を伴った主要素が為されるべきものとして教令されている．そこで、補助要素・主要素となる祭祀行為は多数あるので、順番に実行されると言わねばならない．その順序を特定する判断基準は何か．（そんなものはない．）

【後】 そうではない．他ならぬ明言等が順序を特定するからである．

【4.1. 明言】

すなわち、「アドヴァリユ祭官は、家長に潔斎させてから（*dīkṣayitvā*），ブラフマン祭官に潔斎させる」で、「～てから」（*Ktvā*）の明言により、家長の潔斎の直後に、ブラフマン祭官の潔斎があると、明言に基づく順序がある．

【4.2. 読み】

「*Samidh* 祭をする」「*Tanūnapāt* 祭をする」等において、規定文の読みの順序のみに基いて、*Samidh* 等の祭式の実行順序がある．

【4.3. 目的】

「アグニホートラ献供をする」「米粥を煮る」で、米粥の煮炊きは献供を目的とするので、煮炊きの前に献供は為しえないので、読みの順序を捨てて、目的の〔ための〕順序（*ārtha-krama*）を受け入れるべきである．*artha* とは目的のことであり、〔具体的には〕献供等である．それ（目的）のための順序が、目的の順序（*ārthakrama*）である．それゆえ、先に煮炊きがあり、後に献供がある（煮炊き⇒献供）．

【4.4. 開始】

同様に、「17頭のプラジャーパティへの家畜（山羊）を屠る」において、17頭の家畜を供物とする、プラジャーパティを神格とする、17の祭式が為される

べきものとして理解させられている。そこで、〈連れて来ること〉と呼ばれる最初の要素を適当にどれかから初めて、適当にどれかで終了させる必要がある。しかし、繋ぎとめること以下〔の要素〕は、連行が始まったのと同じ順序でしなければならない。

【問】 どうしてか。

【答】 基本祭において、アグニとソーマへの家畜は一頭なので、連れて来ることを最初にしてから、第二瞬間だけに繋ぎとめを、第三瞬間だけに灌水を〔する〕。割って入らせる〔介在の〕目的がないからである。

しかし、今の場合、17頭の家畜について、一緒に実行せよとの言明に基づき、第一に適当にどれかの家畜に為された連行は、〔連行〕自らの基体〔である個体〕に為されるべき繋ぎとめのために、16瞬間に割って入られることは我慢できるが、それ以上は無理である。

そこで、連行の順序で繋ぎとめを第一の家畜にせずに、別の家畜を繋ぎとめてから、直後に、第一番目の家畜を繋ぎとめるならば、16瞬間以上の瞬間に割って入られるという、教示書（ヴェーダ規定）が許していないことが起こってしまう。それを斥けるために、連行が始まったのと同じ順序で繋ぎとめ以下を為すべきである。以上が開始の順序である。

【4.5. 位置】

同様に、ジョーティシュトーマ祭において、Upavasatha（前日の潔斎）の日が始まって、順に実行される、Agnīṣomīya（アグニとソーマへの山羊）・Savanīya（ソーマ搾りの山羊）・Anubandhya（繋がれるべき山羊）という三頭の家畜について、Sādyaska（同日購入の）と呼ばれるソーマ祭において、「一緒に家畜共を屠る」と、同時の実行を定義的特質とする〈一緒であること〉が知らされている。それ（一緒であること）も、Savanīya の位置において規定されている。

その場合、基本祭での順序を捨てて、Savanīya の位置に〈一緒性〉が位置するので、最初に Savanīya の家畜を連れて来て、それから、Agnīṣomīya を、それから Anūbandhyā（繋がれるべき雌山羊）というように、位置に基づく順序がある。ソーマ搾りの前の日が、Upavasatha の〔日〕である。

【4.6. 主要素】

同様に、新月祭において、サーンナーイヤに関わる要素である枝切り等は最初に、アグニへの〔8かわらけの祭餅祭〕に関わる要素である取り出し等は最後に始まっているが、主要素であるアグニへの〔8かわらけの祭餅祭〕とサーンナーイヤ祭とのうち、アグニへの祭式を先に実行するので、主要素である祭式の順で、最初に、アグニへの祭餅に、前祭の残り〔のギーを〕注ぎ₁、それからミルクを注ぐ₂。とこのように、主要素である祭式の順序によって、注入の順序がある。

主要素：	Āgneya 祭	>>>	Sāmnāyya 祭
関連要素：	ギー注入 ₁	>>>	ミルク注入 ₂

【4.7. まとめ】

以上のように、明言・目的・読み・位置・主要素・開始の順序のみにより、祭祀行為が実行される。別様に実行すると欠陥となる。以上でもう十分である。

略号と参考文献

一次資料

Arthasaṃgraha

AS_G *The Arthasaṃgraha of Laugākṣi Bhāskara*. Ed. A.B. Gajendragadkar and R.D. Karmarkar. Delhi: Motilal Banarsidass, 1984 (First edition 1934).

AS_p *Artha-Saṃgraha of Laugākṣi Bhāskara [A Manual on Pūrva-Mīmāṃsā]. With an Original Sanskrit Commentary 'Arthāloka' by Paṇḍitarāja Paṭṭābhīrāma Śāstrī and Hindi Commentary 'Arthālokalocana' by Dr. Vāchaspati Upādhyāya*. Varanasi-Delhi: Chaukhambha Orientalia, 1990.

Jaiminīsūtra

JS See ŚBh.

Tantravārttika

TV See ŚBh.

Mānameyodaya

MMD *Mānameyodaya, An Elementary Treatise on the Mīmāṃsā by Nārāyaṇa*. Edited with an English Translation by C. Kunhan Raja and S.S. Suryanarayana Sastri. Madras: Theosophical Publishing House, 1933.

Mīmāṃsākoṣa

MK *Mīmāṃsākoṣaḥ*. Ed. Kevalānanda Sarasvatī. 7 parts. Wai: Prājña Pāṭhaśālā

Maṇḍala, 1952–66.

Mīmāṃsānyāyaprakāśa

MNP_C *The Mīmāṃsā-Nyāya-Prakāśa of Āpadeva with an Original Sanskrit Commentary by Paṇḍita A. Chinnaśwāmī Śāstrī*. Ed. A.M. Rāmanātha Dīkṣita. Varanasi: Chaukhambha Sanskrit Sansthan, 1981.

MNP_E See Edgerton 1986.

Śābarabhāṣya

ŚBh *Mīmāṃsādarśanam*. Ed. Subbhāṣāstrī. Poona: Ānandāśramamudraṇālaya, 1929–34.

二次文献

Benson, James

2010 *Mīmāṃsānyāyasamgraha: A Compendium of the Principles of Mīmāṃsā*. Wiesbaden: Harrassowitz Verlag.

Cardona, George

1975 “Paraphrase and Sentence Analysis: Some Indian Views.” *Journal of Indian Philosophy*, 3, 259–281.

2017 “Mīmāṃsā and Pāṇinian System.” *Annals of the Bhandarkar Oriental Research Institute*, 94 (2013), 7–110.

Devasthali, G.V.

1959 *Mīmāṃsā: The Vākya-śāstra of Ancient India*. Bombay: Booksellers’ Publishing Company. (参照文献を記す脚注を排した新版は用いるべきではない。)

Edgerton, F.

1986 *The Mīmāṃsā Nyāya Prakāśa or Āpadevī*. Delhi: Sri Satguru Publications. (First edition 1929.)

Graheli, Alessandro

2020 *The Bloomsbury Research Handbook of Indian Philosophy of Language*. Alessandro Graheli (ed.). London-New York-Oxford-New Delhi-Sydney: Bloomsbury Academic.

Harikai, Kunio (針貝 邦生)

1977 「Apūrva 覚え書 (二) — niyama-apūrva について — 」, 『印度学仏教学研究』 26-1, 426(86)–420(92).

1990 『古典インド聖典解釈学研究 — ミーマンサー学派の釈義・マントラ論 — 』. 福岡: 九州大学出版会.

2004 「天啓規定優先原則 (2) タントラ・ヴァールツェイカ聖伝章和訳研究 (4)」, 『西日本宗教学雑誌』 26, 62–83.

Kataoka, Kei (片岡 啓)

1995 「「ナラセル」の解釈学 — 『シャバラ注』における bhāva, kriyā, bhāvanā — 」, 『インド哲学仏教学研究』 3, 47–60.

1996 「既知と未知 — テキスト解釈と世界認識 — 」, 『仏教文化』 35, 23–51.

- 2001 “Scripture, Men and Heaven: Causal Structure in Kumārila’s Action-theory of *Bhāvanā*.” *Journal of Indian and Buddhist Studies*, 49–2, 1031–1028.
- 2004 『古典インドの祭式行為論：Śābarabhāṣya & Tantravārttika ad 2.1.1–4 原典校訂・訳注研究』，東京：山喜房佛書林。
- 2011a 『ミーマーンサー研究序説』，福岡：九州大学出版。
- 2011b *Kumārila on Truth, Omniscience, and Killing*. 2 parts. Wien: Verlag der Österreichische Akademie der Wissenschaften, 2011.
- 2021 「ミーマーンサー文意論入門 — *Vākyārthamāṭrkā* を理解するために — 」, 『哲学年報』 80, 1–30.
- Kitagawa, Hidenori (北川 秀則)
- 1968–71 「Arthasaṃgraha 和訳解説 I–III」, 『名古屋大学文学部 — 研究論集』 48 (1968), 37–62; 『名古屋大学文学部二十周年記念論集』 (1968), 69–88; 『名古屋大学文学部研究論集』 54 (1971), 27–65.
- Kurata, Haruo (倉田 治夫)
- 1976 「Mīmāṃsā 学派の parisaṃkhyā 論」, 『印度学仏教学研究』 25-1, 431 (94)–428 (97).
- 1980 “*Samyogaprthaktvanyāya — As a Basis of the Theory of mokṣa —*.” *Journal of Indian and Buddhist Studies*, 28–2, 975 (13)–970 (18).
- Mīmāṃsaka, Yudhiṣṭhira
- 1978–93 *Ācārya-śābarasvāmi-viracitam Jaiminīya-mīmāṃsā-bhāṣyam Ārśamata-vimarśinīyā Hindī-vyākhyayā sahitam*. Ed. Yudhiṣṭhiro Mīmāṃsaka. 7 bhāgas. Bahālgarh: Rāmlāl Kapūr Trast, 1987, 1978, 1980, 1984, 1986, 1990, 1993.
- Nishimura, Naoko (西村 直子)
- 2012 「古代インドにおける発酵乳の研究 — ヴェーダ文献を中心として」, 『科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書』（課題番号 21720016）.
- Pellegrini, Gianni
- 2018 “... And What about the *Vedānta Paribhāṣā*’s *paribhāṣātva*? Some hypotheses on the use of *paribhāṣās* in later *Advaita Vedānta*.” *Asiatische Studien*, 72–2, 597–645. DOI:10.1515/asia-2018-0017
- Raja, K. Kunjunni
- 1977 *Indian Theories of Meaning*. Madras: The Adyar Library and Research Centre. (First edition 1963)
- Ramaswami Sastri, V.A.
- 1936 “Introduction” to *Tattvabindu by Vācaspatiśrīra with Tattvavibhāvanā by Rṣiputra Parameśvara*. Ed. V.A. Ramaswami Sastri. Madras: Annamalai University.
- Sen, Chitrabhanu
- 1982 *A Dictionary of the Vedic Rituals. Based on the Śrauta and Grhya Sūtras*. Delhi: Concept Publishing Company. Reprint. (First edition 1978.)
- Yoshimizu, Kiyotaka (吉水 清孝)
- 1987 「ミーマーンサー学派の聖典解釈学における liṅga の機能について」『東洋

- 学研究』113 (26-2), 150-169.
- 2005 「「曙色」をめぐるミーマーンサーの考察 ― 具格語尾表示と同格構文」,
『印度哲学仏教学』20, 363-336.
- 2006 “The Theorem of the Singleness of a Goblet (*graha-ekatva-nyāya*): A Mīmāṃsā
Analysis of Meaning and Context.” Masaaki Hattori (ed.), *Word and Meaning in
Indian Philosophy, Acta Asiatica* 90, 15-38.
- 2020 “Another Look at *avinābhāva* and *niyama* in Kumārila’s Exegetical Works.” In:
Birgit Kellner et al. (eds.), *Reverberations of Dharmakīrti’s Philosophy:
Proceedings of the Fifth International Dharmakīrti Conference Heidelberg, August
26 to 30, 2014*. Vienna: Austrian Academy of Sciences Press, 529-547.

-
- 1 本研究は JSPS 科研費20K00056の助成を受けたものである。
- 2 また配布資料に種々のコメントを寄せてくれた講読参加者各位に感謝する。
- 3 さらに歩を進めたい方は、針貝邦生、吉水清孝の専門的な研究成果を参照されたい。必携の
工具的な書物としては、MK, Benson 2010, Devasthali 1959を推薦する。インドの意味論一般につ
いては Raja 1977が代表的である。また、諸派の言語哲学理論を取り上げたものとして Graheli
(ed.) 2020があり、筆者も寄稿している。
- 4 ミーマーンサーの思弁哲学については、綱要書の代表として *Mānameyodaya* があり、英訳も
完備している。
- 5 ミーマーンサー研究史については、片岡 2011a を参照されたい。
- 6 MP 諸版の書誌情報については、筆者が用意した校合版の Bibliography を参照。
- 7 そのほか、ミーマーンサー入門として筆者が用意したものに、片岡 2021がある。併せて読ま
れたい。
- 8 両名を神格名のみならず、父母の名とする解釈が、Mādhavananda (MP_M, 初版1948年)と
Sashibhusan Smrititirtha の註釈 (MP_R, 1929年)に見られる。後者の深読み的な解釈ではないだろ
うか。
- 9 Gopālaśāstrī は註釈 (MP_C, 1935年)において、*adhigatā labdhā arthāḥ śāstrārthā yebhyas tāt
svagrūn* (趣意：シャーストラの意味を私が教わった自分のお師匠様に) という解釈と、*adhigatā
viditā arthā mīmāṃsātattvāni yais tāt gurūn śreṣṭhān jaiminiprabhūn mīmāṃsāśāstrapraṇetṛīm ca* (趣
意：ミーマーンサーの本質を体得したジャイミニを始めとする先生方と論書作者の方々とに)と
いう二つの解釈を示す (MP_C 2)。前者が通常の解釈であり、後者は凝った解釈である。
- 10 *paribhāṣā* には通則・術語等の意味があるが、ここでは「ぐるりと全方面から語る」の原義か
ら意味を理解した。MP_G 9: ‘*paritah bhāṣate*’ *iti paribhāṣā*.
- 11 後からも簡単に触れられるが、*yāga*, *homa*, *dāna* はベースを共通にしながらも意味を異にする。
本稿では「祭式」「献供」「贈与」の訳語を用いる。詳しくは、JS 4.2.27-28を参照。シャバラは
ŚBh ad 4.2.28で、次のようにまとめている。ŚBh ad 4.2.28: *yajatadadātijuhotiṣu sarveṣṭsargah samānah.
tatra yajati devatām uddiśyotsargamātram, juhoti āsecanādhikah, dadāti utsargapūrvakah parasvatvena
sambandha ity eṣa eṣām viśeṣah*。「祭式・献供・贈与全てに放棄は共通する。そのうち、祭式は神格

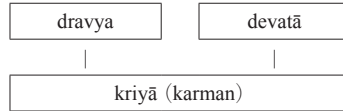
を目指してからの放棄のみ。献供は注入が加わったもの。贈与は放棄を前提とする〈他者の所有権との関係づけ〉。以上がこれら「三つ」の違いである。」祭式と献供の違いに関してクマーリラは若干意見を異にし、注入の有無ではなく、供物の投入の有無を重視する。TV ad 3.4.41, 981,7: devatoddeśena svatvatyāgamātram yāgaḥ, devatoddiṣṭatya jyamānasvatvadravyaparakṣepo juhotiḥ.「神格を目指しての所有権の放棄のみが祭式である。神格を目指して所有権が放棄される供物の投入が献供である。」後から確認できるように、MP の最終見解はクマーリラに沿っている。

¹² つまるところ〈実現手段・実現対象の関係〉こそがヴェーダが伝える新規情報である。

¹³ JS 2.1.32: taccodakeṣu mantrākhyā; JS 2.1.33: śeṣe brāhmaṇaśabdah.

¹⁴ JS 以来の二分法を掲げるものの、MP の実際の構成、および、まとめ (§ 1.1.5) から分るように、nāmadheya を入れた四分類 (vidhi=codanā, nāmadheya, arthavāda, mantra) を MP は念頭に置いている。

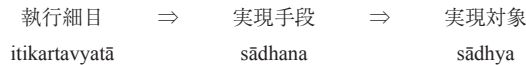
¹⁵ yāga 等の祭祀行為の基本構成要素として、物体 (供物)・神格・行為という三要素を考えている。Cf. JS 4.2.27.



¹⁶ 果報そのものは (人間自身の欲求に基づき既出であるので) 規定対象たりえないので、慎重に、「関係」という語が挿入されている。

¹⁷ ヴェーダの規定文の原文、その文についての (提示部・規定部などの) 解析、その分析を踏まえたパラフレーズ、というような幾つかのレベルを考える必要がある。パラフレーズについては、Cardona 1975 を参照。

¹⁸ 後述される bhāvanā とその三要件が念頭に置かれている。単純に図示すれば以下のようになる。



¹⁹ Apte の辞書にある語源説明は agner idam agnir devatā vāsyā dhak である。

²⁰ JS 4.2.27 およびシャバラ注に基づく理解である。

²¹ ŚBh ad 4.2.28: yajatir devatām uddiśyotsargamātram.

²² pratyakṣaśruti と anumitaśruti の対立が念頭に置かれている。

²³ 新月満月祭と新得力の階層構造については、AS₆ 170 の図を参照。

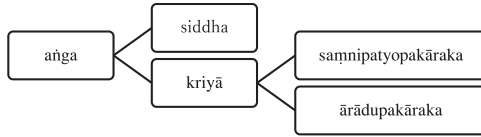
²⁴ クマーリラの「三種の規定」について、詳しくは Kataoka 2011b: II 524-6, n. 780 で論じた。

²⁵ クマーリラは、肯定的な側面に注意して、「未出部分を満たす」(aprāptāṁśapūraṇa) という表現を用いる (TV ad 1.2.34, 152, 16)。

²⁶ liṅga について日本語で読めるものとして、吉水 1987 がある。

²⁷ saṁnipatyopakāraḥ と āraḍupakāraḥ を補助行為の二分法 (下図) とする AS や MNP とは分類法が異なることに注意。すなわち、物体 dravya は AS や MNP では既成 siddha の補助要素に

入るので、saṃnipatyopakāraka の分類に入らない。「[物体に] 舞い降りてからそれと一緒に
てから [主要素を] 助ける」という語源の点からしても、MP の分類のほうが例外的なものと思
えられる。



²⁸ AS と MNP において、saṃnipatyopakāraka たる補助行為は āśrayikarman (〔物体・神格に〕依
拠する祭祀行為) とも呼ばれることが記されている。補助行為が物体・神格に内属する、依拠
するという意味である。(したがって、物体・神格そのものについても「内属する」とする MP
の見解には不都合がある。)

²⁹ AS と MNP では、ārādupakāraka = pradhānakarman, saṃnipatyopakāraka = guṇakarman とされ
る。MP が pradhānakarman ではなく arthakarman という呼称を採用するのは、prayāja を
pradhānakarman と呼ぶことに躊躇したからであろう。

³⁰ 前祭が含まれることから分かるように、ここで定義される目的行為とは主祭のことではない。
物体を主とする saṃskāra に対して (行為⇒物体), 物体を従とする (そして新得力を目指す) 行
為を、ここでは「目的行為」と呼んでいる (物体⇒行為⇒新得力)。このことは後述される
(§ 1.1.1.5.3)。

³¹ ここで見られるように厳密には処理行為と準備行為とをまとめて saṃskāra と呼ぶので、この
上位概念を訳出する便利な訳語は「きれいにすること」くらいしか思い付かないが、多くの場
合、saṃskāra は後者の準備行為のことを指すので、特に問題がない場合には「準備行為」ある
いは、その結果として生じる「準備効果」と訳出しておいて大過はないだろう。なお、この準
備行為の一種に灌水等という清めの儀式である浄化行為も含まれる。準備行為の四種について
は後述される (§ 1.1.1.5.4)。

³² 乳製品の同定については、西村 2012 を参照。dadhi= 酸発酵乳, sāmṇāyya = 酸発酵乳と加熱
乳の混合物, āmikṣā= カッテージチーズ様凝固発酵乳, payasyā=āmikṣā, ātañcana= 発酵または
酸化促進剤, vājina= ホエイ。

³³ Paśu-puroḍāśa については Sen 1982: 84a: “m. an oblation of cake on 11 or 12 *kapālas* offered to the
principal deities of the *Paśu* before the immolation of a victim Āp. Śr. VII.22.1, 11; offered after the limbs
of the animal have been cooked or after the offering of he omentum Bh. Śr. VII.17.10. At the
Savanīyapaśu the p* is offered at the midday pressing Āp. Śr. XIII.1.12.”

³⁴ 針貝 1990: 218, n. 137.

³⁵ この例文は釈義に関連して取り上げられる代表的な規定文である。針貝 1990: 237.

³⁶ ナヴィヤニヤーヤ的な表現で言えば、ākhyātavāvacchinnalīnpratya (定動詞性に限定された
願望法動詞語尾) ということであろう。

³⁷ エジャトン (MNP_E § 3) は, śābdi bhāvanā と ārthī bhāvanā をそれぞれ, word-efficient-force と
end-efficient-force と訳し、脚注でその訳語の根拠を説明している。前者は良いが後者は artha を
対象ではなく目的と解釈するものであり、筆者の解釈とは相容れない。言うまでもなく、エジャ

トンの解釈は、〈言葉の持つ生じさせる働き〉と〈対象の持つ生じさせる働き〉の対称性を崩すものである。つまり、彼によれば、後者は〈目的を生じさせる働き〉となってしまう。なお、具体的に、言葉に対してここで対象と言われている〈働きの所有者〉は人である。だからこそ MNP_E § 383においても *ārthī bhāvanā = kartṛvyāpāra* と第一に換言説明されるのである。

38 「ヴェーダ学習規定文における〈言葉の生じさせる働き〉⇒ジョーティシュトーマ祭等の個々の文における〈言葉の生じさせる働き〉⇒〈対象の生じさせる働き〉」という構造となる。〈言葉の生じさせる働き〉が（命令形の意味である）命令（*vidhi*）の一種であることを考慮すると、プラバーカラ派の言うような「指令 *niyoga* = 当為 *kārya*」の図式の否定もここでは含意されることになる。

39 *vyapadeśa* は、ここでは、「異なる A で B を指し示す」つまり「[比喩 [操作]]」（*upamāna*, 喩える行為）という意味で用いていると思われる。AS_G (60) の挙げる二解釈を参照。

40 クマーリラのシェーナ祭の見方については、Kataoka 2011b: II 163 を参照。

41 以下、長い前主張が続くので注意。前主張者の最終結論は間違いであるが、途中の援用議論は正しいことにも注意。つまり、著者はここで、前主張者の意図を深掘りすることで、可能な援用議論の使い方に慣れるよう読者を促しているのである。仮想の前主張者（*pūrvapakṣa*）というのは『シャバラ注』においてもしばしばそうであるように、そこまでで定まった定説を踏まえて（最後の一步で間違った）結論を出す。したがって、そこまでの定説を押さえるには便利な存在である。いわば、それまでの定説に従いすぎて（結論部分で）バランスを失った堅物のような存在である。前主張の全部が全部、間違いというわけではない、ということに注意する必要がある。

42 *graha-ekatva-nyāya* については、Yoshimizu 2006 参照。

43 この *ekagrahanyāya* を援用しながら MNP 中の或る前主張は *svargakāmaḥ* について議論している。MNP_E § 232 において、エジャトンは、彼のエディションにおいて唯一、先行3刊本に反して、*uddeśya-viśeṣaṇa* を *uddeśya-aviśeṣaṇa* にエメンテーションしている。そして、その旨を MNP_E 4 (Introduction) と MNP_E 242, n. 251 で記し、エメンテーションの根拠を英訳への注記（MNP_E 131, n. 152）で示している。しかし、構造的に考えて、*uddeśya* である *graha* の単数性は *viśeṣaṇa* であり、また、*uddeśya* である *svargakāma* の *pumstva* も同様に *viśeṣaṇa* である。エジャトンが根拠とする JS 6.1.8 中の *jātyarthasyāviśiṣṭatvāt*（一般である対象〔つまり男女を問わず天界を望む人一般〕は限定されていない）は視点が異なるので、たとえ表現としてエジャトンの解釈をサポートするように見えても、実際には根拠とはならない。

44 この原則について詳しくは Cardona 2017 を参照。日本語でも吉水 2005 がある。

45 厳密には、*aruṇayā pīṅgākṣyaikahānyā somam kṛiṇāti* が例文であり、したがってそこに *gavā* はない。つまり実名詞として扱われるのは *ekahānyā* の部分であり、したがって、「一歳雌牛によって」が、実名詞の対象である物体（一歳雌牛）を指し示している。

46 *arthavāda*（意義説明、釈義）を扱う JS 1.2 に対するクマーリラ復注 TV の詳細な研究が針貝 1990 である。以下、釈義に関する個々のトピックについて詳細は、同著を参照されたい。また、邦語で読める種々のミーマーンサー論文が同著者にはある。

47 Cf. 針貝 1990: 44.

48 Cf. 針貝 1990: 234.

49 Cf. 針貝 1990: 237.

50 *niyamādr̥ṣṭa* については、針貝 1977を参照.

51 *parisaṃkhyā* については、倉田 1980を参照.

52 *vikalpa* における *aṣṭadoṣa* についてのクマーリラの記述に関しては、針貝 2004: 72-74に TV 和訳・解説がある.

53 米執行時：大麦教示の良性放棄₍₁₎・悪性受容₍₂₎

大麦執行時：大麦教示の放棄良性復活受容₍₃₎・受容悪性放棄₍₄₎

米執行時		大麦執行時
1 権威失墜 (ㇿ)	>>>	3 権威復活 (↗)
2 悪性付与 (↗)	>>>	4 悪性放棄 (ㇿ)

大麦教示について

54 大麦執行時：米教示の良性放棄₍₁₎・悪性受容₍₂₎

米執行時：米教示の放棄良性復活受容₍₃₎・受容悪性放棄₍₄₎

大麦執行時		米執行時
5 権威失墜 (ㇿ)	>>>	7 権威復活 (↗)
6 悪性付与 (↗)	>>>	8 悪性放棄 (ㇿ)

米教示について

55 この例文について詳しくは、Yoshimizu 2020: 532, n. 11: “The hymn to be recited at the eleven fore-offerings (*prayāja*) of the animal sacrifice is called *Āprī*. The most generally used *Āprī* hymn is RV 10.110, whose second verse begins with *tānūnapāt*. Instead of RV 10.110.2, however, the Vasiṣṭa and related families used RV 7.2.2, which begins with *nārāśāṃsa*, as the second verse of the *Āprī* hymn.”

56 知覚される眼前のシュルティ (*pratyakṣaśruti*) は、ヴェーダに直接はないがスMRIティ等の間接証拠からあるはずだと推定され推論されたシュルティ (*anumitaśruti*) と対立する概念である。シュルティとスMRIティの対立が、新得経験と想起との対立や、知覚と推論との対立とパラレルに捉えられることに注意.

57 1. *samidho yajati*; 2. *tanūnapātaṃ yajati*; 3. *iḍo yajati*; 4. *barhir yajati*; 5. *svāhākāraṃ yajati*.

58 Sen 1982: 54b: “*Upasad* f. (siege or homage ŚBr. III.4.4.4); an *iṣṭi* which comprises a group of rite taking place between the conclusion of the *dikṣā*, and the *sutyā* but always after *pravargya* (q.v.) of the *Soma*. Like *pravargya* it is performed twice a day at least for 3 days. Oblation of clarified butter to Agni, Soma and Viṣṇu are offered into the *āhavanīya* with *juhū* (*iṣṭi*); and also *āhuti* called *upasad* with *sruva*.”

59 *saṃyogapṛthaktvanyāya* については、Kurata 1980を参照.